

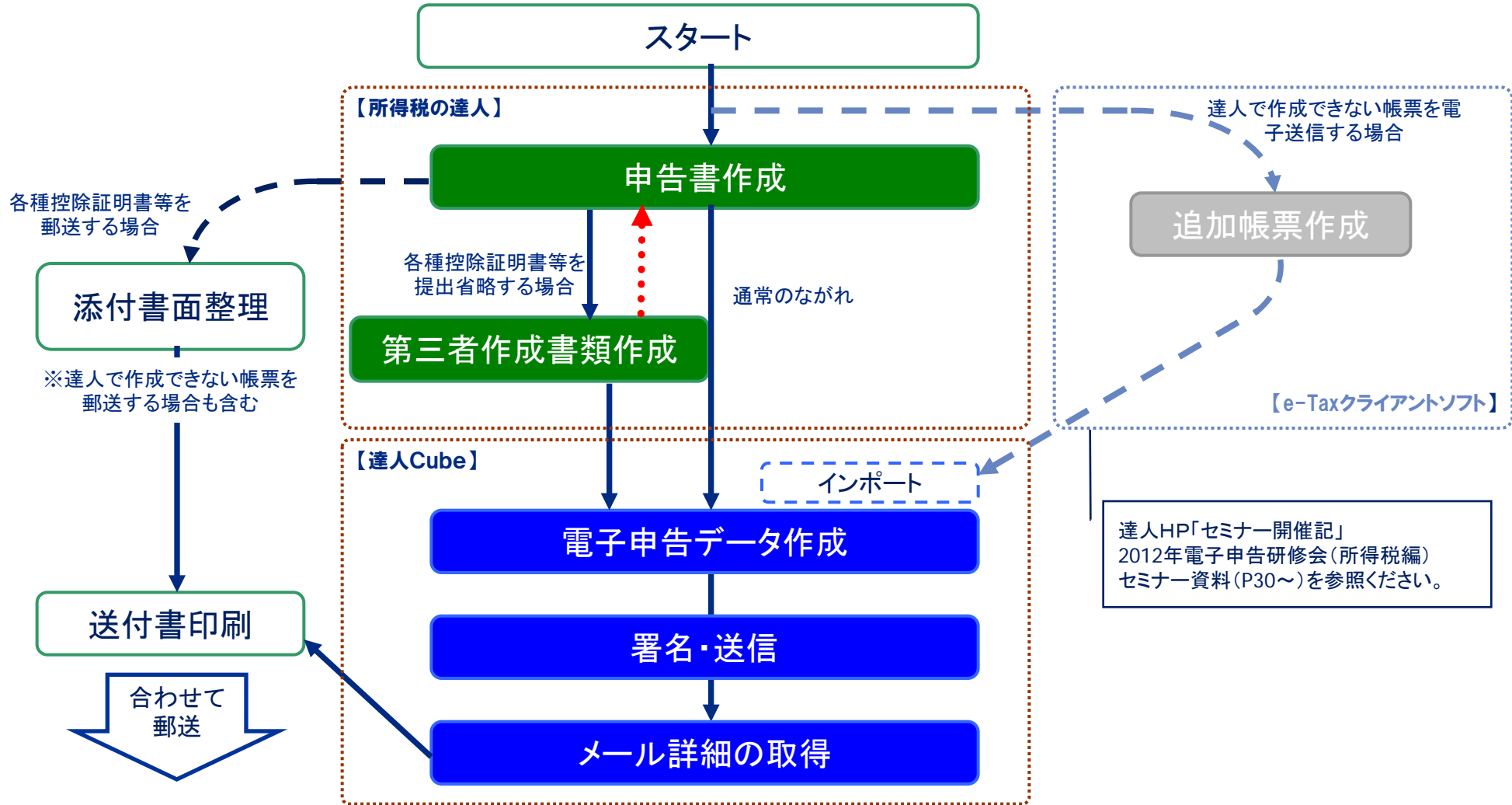
# 達人操作研修会(所得税実践編)

[平成26年度] 2015年1月

**NTT DATA**

1. 所得税申告書作成の流れ（電子申告をする場合）
2. 所得税の達人の操作
  - ①基本情報の登録
  - ②決算書・内訳書の作成
  - ③第三者作成書類の作成
  - ④申告書の作成
  - ⑤納税管理表の作成
  - ⑥前期比較表の作成
  - ⑦業務エラーチェック
  - ⑧平成26年分版での変更点
3. 電子申告の事前準備
  - ①e-Tax暗証番号の変更処理
  - ②申告のお知らせの取得
4. 電子申告の手順
  - ①電子申告データの作成
  - ②署名送信
  - ③メッセージボックスの確認
  - ④「送付書」の処理
  - ⑤一括処理
  - ⑥メッセージボックスの確認
5. 業務処理簿の対応（申請・届出書の達人）
  - ①業務処理簿の作成
  - ②関与先名簿の作成
  - ③従業員名簿の作成
6. 達人Cubeの活用
  - ①電子申告進捗管理
  - ②電子申告PDF出力
7. その他

# 1. 所得税申告書作成の流れ(電子申告をする場合)



### ①-1 基本情報の登録

基本情報の登録

接続先: (local)/sample

申告情報

個人情報

個人コード: KOJIN00001

フリガナ: 木村加子

氏名: 〇〇太郎

申告種別:

確定申告 A (申告する所得が給与、雑、配当、一時所得だけの方用)

確定申告 B (AIに該当しない方用)

青色区分:  青色  白色

青色申告決算書:  一般用(営業所得)  一般用(其他所得)  不動産所得用  農業所得用

計算設定(減価償却費の計算)

申告年度: 26 年分 (提出年月日: . . .)

提出税務署: 江東西 税務署 (参照) (管轄) (住所)

納税者番号: 0002321  特別農業所得者

利用者識別番号: 11111111111111111111 (e-Tax)

・使用する決算書(収支内訳書)の種類をここで選択します。  
 ※電子申告では「一般用」はいずれかひとつしか使用できません。

計算設定(減価償却費の計算)

端数設定

償却額等:  切り捨て  切り上げ  四捨五入

残存価額等:  切り捨て  切り上げ  四捨五入  
 平成19年8月31日以前の取得した資産について使用します。

※青色申告決算書・収支内訳書で端数設定が共通に適用されます。

F1 ヘルプ

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル

・決算書(収支内訳書)において行う減価償却計算の処理方法をここで設定します。  
 ※全ての決算書(収支内訳書)において共通です。

## ①-2 基本情報の登録

基本情報の登録

接続先: ((local)/sample) 参照

申告情報 | 個人情報 | 家族情報 | 帳票選択 | 税理士情報

本人氏名: ○○太郎 性別: 男性 生年月日: 昭和 21 . 02 . 01 障害者区分: [ ]

配偶者氏名: ○○良子 続柄: 妻 生年月日: 昭和 36 . 03 . 03 配偶者所得: **内訳** 障害者区分: [ ]

扶養親族氏名: ○○ヨシ 続柄: 母 参照 生年月日: 昭和 07 . 02 . 02 扶養区分: 同居老親等 障害者区分: [ ]

- ・本人氏名、性別、生年月日は入力必須です。
- ・配偶者所得は『所得金額』を入力します。

配偶者の会計所得金額

会計所得金額の内訳も入力

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	880,000 円	650,000 円	<input type="checkbox"/> 入力 330,000 円
事業所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
雑所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
配当所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
不動産所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
退職所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
その他所得	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
配属者の会計所得金額(①～⑥の合計額)			330,000 円

※[内訳]ボタンには各種収入金額から所得金額を計算するシートが用意されています。

- ・扶養親族氏名及び生年月日を正確に入力します。

基本情報の登録

接続先: ((local)/sample) 参照

申告情報 | 個人情報 | 家族情報 | 帳票選択 | 税理士情報

確定申告書

申告書B [第一表]  申告書 [第四表] ... 損失申告用

申告書B [第二表] (  申告書 [第四表付表] ... 震災用 )

申告書 [第三表] ... 分離課税用  申告書 [第五表] ... 修正申告用

申告書添付書類

所得の内訳書  住宅耐震改修の計算明細書(H23.6.30以後用)

医療費の明細書  実働所得・臨時所得の平均課税の計算書

損益の通算の計算書  課税所得の内訳書(確定申告書付表)【総合課税用】

財産及び債務の明細書  死亡した者の確定申告書付表

(特定増改築等)住宅借入金等の計算明細書  株式等に係る課税所得等の金額の計算明細書

住宅借入金等特別税額控除申告書(住民税用)  確定申告書付表(株式等に係る課税損失の繰越用)

寄附金特別控除額の計算明細書 (  特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合 )

(  政党  認定NPO  先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

公益団体  特定震災 )  申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)

住宅耐震改修の計算明細書(H23.6.29以前用)  課税所得の内訳書(付表兼計算明細書)【土地・建物用】

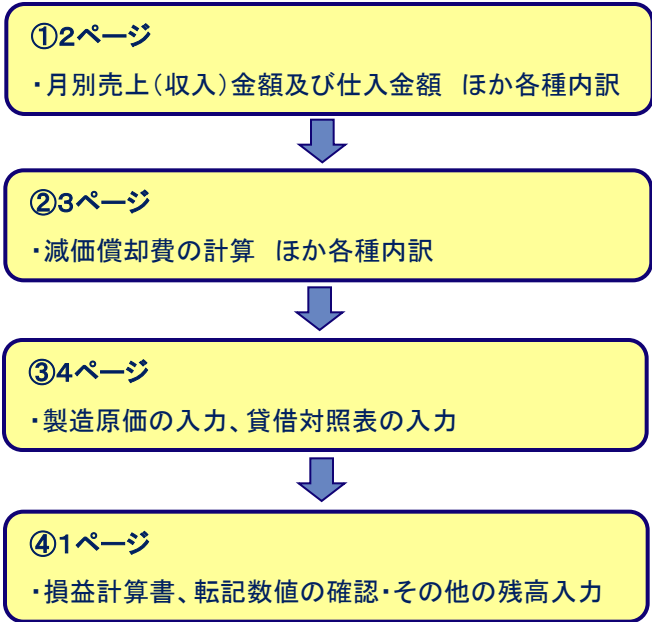
- ・申告に必要な帳票を選択します。
- ※申告書[第三表]と申告書[第四表]は同時作成できません。

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## ②-1 決算書・内訳書の作成 一般用(営業所得)



【決算書(一般用)の入力手順】



平成 28 年分

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	5,706,667	2,020,000
2	4,931,429	1,530,000
3	3,238,095	1,970,000
4	4,495,238	2,300,000
5	4,952,857	1,514,288
6	3,213,333	1,849,524
7	3,812,381	1,930,000
8	1,872,381	2,050,000
9	2,340,000	2,380,000
10	2,081,429	2,880,000
11	2,745,143	2,150,000
12	2,451,429	1,300,000
計	41,210,111,526	2,318,738,110

○給料賃金の内訳

氏名	氏名	経緯	月給	年給	合計	所得税及び住民税特別控除後の課税所得額
×△ 隆夫	34	12	3,564,000		3,564,000	85,640
○× 三郎	38	12	3,340,000		3,340,000	89,440
計	72		6,924,000		6,924,000	175,080

○専従者給与の内訳

氏名	氏名	経緯	月給	年給	合計	所得税及び住民税特別控除後の課税所得額
長野 花子	41	12	2,400,000		2,400,000	55,200
計	1		2,400,000		2,400,000	55,200

○貸倒引当金繰入額の計算

繰入額	金額
①	53,836,500
②	2,981,007
③	2,700,000
④	2,700,000
計	60,217,507

○青色申告特別控除額の計算

金額	金額
①	391,452
②	2,534,825
③	391,452
④	258,548
計	3,576,277

・青色申告特別控除の適用額を選択します。

※1ページへの転記

- 月別売上(収入)金額及び仕入金額 → (1)売上(収入)金額、(3)仕入金額
- 給料賃金の内訳 → (20)給料賃金
- 専従者給与の内訳 → (38)専従者給与
- 貸倒引当金繰入額の計算 → (39)貸倒引当金

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

# 2. 所得税の達人の操作

## ②-2 決算書・内訳書の作成 一般用(営業所得)

○減価償却費の計算

資産の種類	取得価額	償却の基礎となる金額	償却の方法	償却の年数	償却の率	償却の回数	償却額	償却後の残価	償却後の残価率
減価償却資産の名称等	4,700,000	2,450,000	旧定額	15	0.066	12	160,300	4,539,700	100.0
取得価額	3,430,000	2,630,000	定額	4	0.250	12	652,190	2,977,810	100.0
償却後の残価							712,570	712,570	100.0

○利息割引料の内訳(金融機関を除く)

○地代家賃の内訳

○税理士・弁理士等の報酬・料金の内訳

○本年における特殊事情

貸借対照表 (資産負債調) (平成28年12月31日現在)

科目	資産の部		負債・資本の部	
	1月1日(期前)	12月31日(期末)	1月1日(期前)	12月31日(期末)
現金	2,820,510	966,465	支払手形	
当座預金			買掛金	26,140,000
定期預金			借入金	2,020,000
その他の預金	43,709,198	44,596,886	未払金	5,345,900
売取手形			前受金	900,000
売掛金	54,036,500	53,836,500	繰り入金	176,064
有価証券			その他負債	1,000,000
棚卸資産	7,500,000	7,500,000		
前払金	20,000			
貸付金				
建物	32,504,000	30,969,500		
建物附属設備				
機械器具				
車両運搬具	856,746	523,466	貸倒引当金	2,700,000
工具器具備品	162,693	409,713		
土地				
その他資産				
事業主借			2,000	
元入金			103,387,683	
事業主借	6,201,414		2,926,277	
合計	141,669,647	145,073,824	合計	141,669,647

製造原価の計算

科目	金額
前期繰り越材料	
原材料仕入高	
小計(①+②)	
期末繰り越材料	
製造材料費(③-④)	
労務費	
外注工賃	
電力費	
水道光熱費	
のぼり	
減価償却費	
他	
製造原価	
前期繰り越	
製造原価	
小計(⑤+⑥)	
前期繰り越	
製造原価	
小計(⑦+⑧)	
前期繰り越	
製造原価	
小計(⑨+⑩)	

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等: 0002 経採水設備

取得年月: 平成 03 年 06 月

取得価額: 2,700,000

償却の方法: 定額法

償却の基礎となる金額: 2,400,000

償却率: 15 年 償却率 0.066

償却後の残価: 2,100,000

償却後の残価率: 100.0

・減価償却資産を個別に登録します。

- ※1ページへの転記
- 減価償却費の計算 → (18)減価償却費
  - 利息割引料の内訳 → (22)利息割引料
  - 地代家賃の内訳 → (23)地代家賃

- ※1ページへの転記
- (26)製品製造原価 → (3)仕入金額に加算

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

# 2. 所得税の達人の操作

## ②-3 決算書・内訳書の作成 一般用(営業所得)

平成 26 年分所得税青色申告決算書(一般用) FA02D3

住所: 東京都中央区築地1-1-1  
 業種: 医療  
 代表者: 代表取締役 橋本 隆一  
 加入税号: 09-0214-4161

損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日) 0100213211

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	412011528	消耗品費	13761190	賞与引当金	21700000
賞与商品(贈品)	17500000	減価償却費	18471876	福利厚生費	1742858
仕入商品(贈品)	238738110	給料賃金	68924000	外注工賃	24000000
小計(①+②)	3113738110	利息割引料	1874222	地代家賃	5000000
賞与商品(贈品)	17500000	雑費	21149911	運賃旅費	118537
引当金(③)	238738110	その他費用	1258548	青色申告特別控除額	1258548
差引金額(①-④)	1811371716	計	137028911	所得金額	1776627
租税公課	158000				
荷送運賃	999998				
水道光熱費	1271524				
旅費交通費	4461190				
通信費	5521895				
広告宣伝費	923334				
接待交際費	1120000				
損害保険料	1330000				
総経費	1862443				

・所得税青色決算書付表(医師及び歯科医師用)を作成するには、[付表(医師へ)]を選択します。

平成 26 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表<医師及び歯科医師用>

項目	金額	項目	金額
1. 収入金額の内訳	41,201,152.8	2. 自由診療割合の計算	39.53%
自由診療収入	16,371,528		
収入金額	41,201,152.8		
自由診療割合	39.53%		

・自由診療割合の計算方法を指定します。

自由診療割合の計算

自由診療割合の計算方法  
 経費実日割による割合  収入による割合

調整率の設定  
 眼科・外科・整形外科  産婦人科・歯科  
 上記以外(美容整形を除く)

調整率: 9%

自由診療割合(自動計算): 39.53%

・青色申告特別控除の適用額を選択します。  
※2ページと共通です。

青色申告特別控除の選択

選択なし  
 85万円  
 10万円

Enter 確定  
 ESC キャンセル

・転記項目以外を入力します。

3. 必要情報の入力

(1) 必要情報の入力

(2) 所得計算

(3) 所得控除

(4) 社会保険料

(5) 雑所得

(6) 所得金額

(7) 所得金額

(8) 所得金額

(9) 所得金額

(10) 所得金額

・「措置法差額」は1ページ欄外に自動表示されます。  
※所得金額は「措置法差額」控除後を計算・表示します。

青色申告特別控除額 0  
 所得金額 116371750  
 措置法差額 397,075

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を精読してください。  
 ●下の欄には、書かないでください。

※画面は所得税の達人平成25年版を使用しています。



# 2. 所得税の達人の操作

## ②-4 決算書の作成 (データのインポート)

データのインポート

データのインポートでは、以下の種類のデータの取込み処理が行えます。

- 中間ファイル (財務会計用) からのインポート
- 中間ファイル (簿価償却用) からのインポート
- 会計士11からのインポート
- 会計士13からのインポート
- 簿価償却の達人からのインポート
- 会計士11からのインポート (簿価償却)

コメント  
会計士116データ  
算書、貸借対照表

データ選択  
これから処理する会計データを選択してください。

得意先名	決算期	税目	備考
0001-0000 ソリマ子電気株式会社			
0002-0000 ソリマ子電気店			
12 2009/1/1 -	ソリマ子電気店	平成21年	
13 2010/1/1 -	ソリマ子電気店	平成22年	
14 2011/1/1 -	ソリマ子電気店	平成23年	
15 2012/1/1 -	ソリマ子電気店	平成24年	
16 2013/1/1 -	ソリマ子電気店	平成25年	
0003-0000 ソリマ子電気店			

インポート対象設定

インポート対象項目

- 損益計算書
- 月別売上(収入)金額及び仕入金額
- 給料賃金の内訳
- 専従者給与の内訳
- 賞与(当金繰入額)の計算
- 青色申告特別控除額の計算
- 地代家賃の内訳
- 税引士等の報酬・料金の内訳
- 本年における特殊事情

インポート対象項目

- (1) 売上(収入)金額(雑収入を含む)
- (3) 仕入金額(製品製造原価)
- (20) 減価償却費
- (21) 給料賃金
- (22) 専従者給与
- (23) 地代家賃
- (28) 専従者給与
- (29) 賞与引当金

・データを取込む欄を選択します。  
※上記の欄に、既にデータが存在する場合は、上書きされます。

・上記の項目は、取込みを行うか否かの指定が行えます。  
※上記の項目を取込みしない場合は、帳票内での算出結果がセットされます。

平成 26 年分 所得税 青色申告決算書(一般用) FA0203

住所: 東京都中央区築地1-1-1

平成 25 年 1 月 1 日 至 12 月 31 日

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	412,011,528	消耗品費	317,611,910	貸倒引当金	217,010,000
雑収入	17,500,000	減価償却費	614,718,718	計	217,010,000
仕入	213,873,381	福利厚生費	17,421,815	専従者給与	24,000,000
仕入	17,500,000	給料賃金	619,240,010	貸倒引当金	217,010,000
小計(①+②)	311,377,147	外注工賃		計	511,010,000
仕入	213,873,381	利息割引料	1,674,212	青色申告特別控除額	203,348,215
借入金	18,131,717	地代家賃	5,000,000	青色申告特別控除額	2,585,418
借入金	1,580,000	雑費	1,853,710	所得金額	117,762,177
雑費	1,580,000	その他費用			

貸借対照表 (資産負債側)

科目	1月1日(前期)	12月31日(当期)	科目	1月1日(前期)	12月31日(当期)
現金	2,439,516	356,465	支払手形		
当座預金		28,140,200	買掛金	28,140,200	28,437,500
定期預金		2,020,200	借入金	2,020,200	1,400,000
その他の預金	43,781,180	44,598,698	未払金	5,546,200	5,344,400
受取手形		900,200	前払金	900,200	1,300,000
売掛金	54,029,500	53,899,200	積り金	178,284	176,064
有価証券			その他負債	1,085,200	1,800,000
短期資産	7,500,000	7,500,000			
固定資産	20,000				
建物	32,564,000	38,389,500			
建物附属設備					
機械器具					
車両運搬具	859,746	923,498	貸倒引当金	2,180,200	2,100,000
工具器具備品	182,499	409,713			
土地					
その他資産					

- ・各社会計ソフトから決算書データをインポートできます。
- ・減価償却資産は、減価償却の達人からインポートします。

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

### ③-1 第三者作成書類の作成（第三者作成書類の添付省略書面）

■添付省略が可能な第三者作成書類からデータを入力します。



給与所得の源泉徴収票の記載事項



1. 申告書A 第一表/[24](特定増改築等)住宅借入金特別控除
2. 申告書B 第一表/[30](特定増改築等)住宅借入金特別控除

社会保険料等に係る除証明書等の記載事項

控



3. 申告書A 第二表/⑥社会保険料控除、⑦小規模企業共済掛金控除、⑧生命保険料控除、⑨地震保険料控除
4. 申告書B 第二表/⑫社会保険料控除、⑬小規模企業共済掛金控除、⑭生命保険料控除、⑮地震保険料控除

配当所得に係る支払通知書の記載事項



5. 確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)(1面)/②本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額
6. 確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)(1面)/③本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

給与所得の源泉徴収票、  
公的年金等の源泉徴収票、  
配当所得に係る支払通知書、  
の記載事項



7. 所得の内訳書※

医療費に係る領収書等の記載事項



8. 医療費の明細書※

住宅取得資金に係る借入金の  
年末残高証明書の記載事項



9. (特定増改築等)住宅借入金特別控除額の計算明細書(1面)/  
③新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金の年末残高

特定口座年間取引報告書の  
記載事項



10. 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)  
/2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計
11. 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式  
分及び特定投資株式分がある場合)(2面)  
/2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

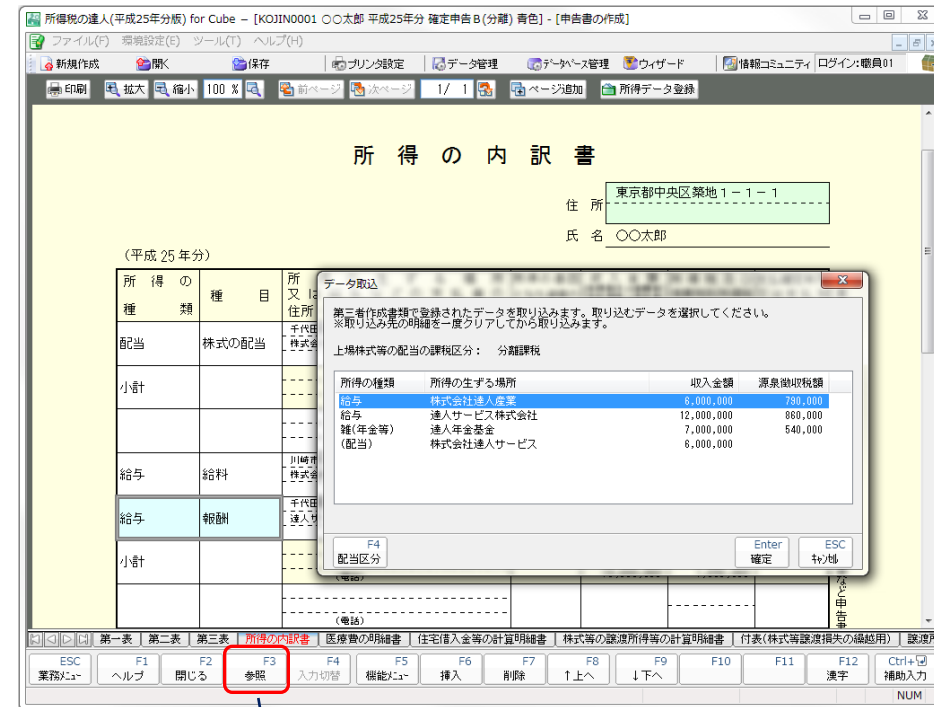
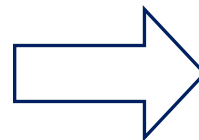
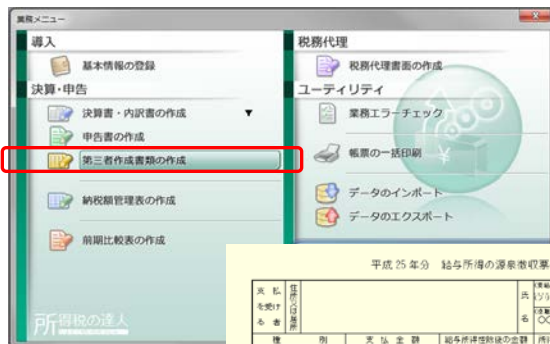
・第三者作成書類=添付書類は原始資料に一番イメージが近いので、当該画面で入力したデータを連携し申告書作成を行う。  
※ここに無い第三者作成書類=原始資料のデータは申告書の作成で直接入力します。

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## 2. 所得税の達人の基本操作

### ③-2 第三者作成書類からの申告書作成

■源泉徴収票等の記載事項から「所得の内訳書」を作成します。

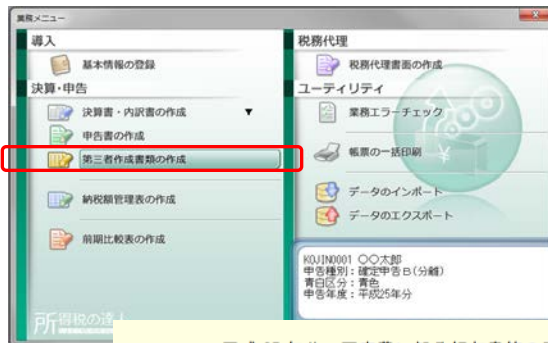


申告書の作成画面の該当欄で、[F3参照]する。

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

### ③-3 第三者作成書類からの申告書作成

■医療費に係る記載事項から「医療費の明細書」を作成します。

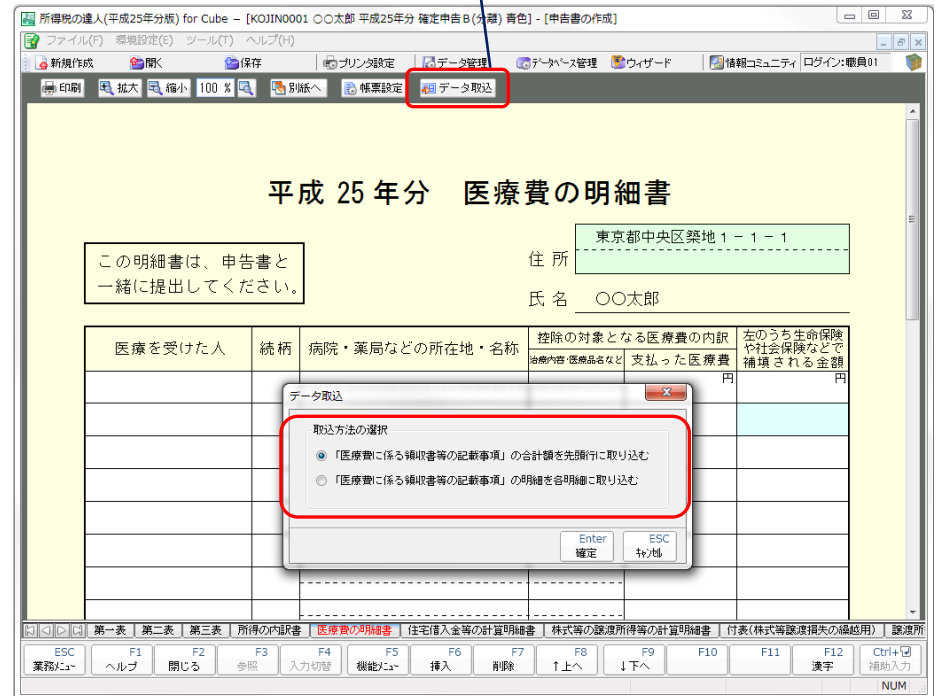
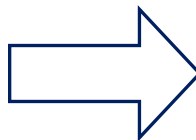


申告書の作成画面の該当欄で、[データ取込]する。

平成 25 年分 医療費に係る領収書等の記載事項

氏名 ○○太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 診療内訳・薬費など	支払った医療費 円	左のうち生命保険 や社会保険などで 補填される金額 円
○○太郎	本人	東京都千代田区一ツ橋2-2-2 デジタルタリミック遠入		120,000	
○○良典	子	東京都千代田区3-3-3 遠入総合病院		130,000	50,000



※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。



## ④-1 申告書の作成

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 〒100-0000 東京都中央区築地1-1-1

氏名: ○太郎

性別: 男

生年月日: 3/21/02

収入金額等: 514,000 (事業等), 80,000 (給与), 200,000 (雑その他)

所得税及び復興特別税の額: 77,358.13

※「所得データの登録」は、手入力を使わず「所得の内訳書より転記」を使用する。

・所得の入力・確認は、[所得データ登録]からも行えます。

所得データ登録

所得の種類: 千代田区税務課 収入金額

給与	18,000
給与	18,000
給与	790,000
給与	790,000
給与	860,000
給与	860,000
雑(その他)	200,000
雑(その他)	200,000

所得の内訳書

住所: 東京都中央区築地1-1-1

氏名: ○太郎

平成26年分)

所得の種類	所得の生ずる場所又は給付者の住所所在地、氏名、名称、電話番号	所得の基即又は給付などの支払者のとら減後の	収入金額	所得税及び復興特別所得税の額	支払確定年月
配当	株式の配当 千代田区税務課 株式会社NTT工業 (電話) 08-1212-1212		80,000	16,000	26/06
小計			80,000	16,000	
給与	給与 千代田区税務課 株式会社NTT工業 (電話) 044-111-2222		6,000,000	790,000	
給与	報酬 千代田区税務課 個人NTT株式会社 (電話) 08-2214-4161		12,000,000	860,000	
小計			18,000,000	1,650,000	
雑(その他)	原稿料 千代田区税務課 株式会社NTT工業 (電話) 08-1111-1111		200,000	20,000	

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## ④-2 申告書の作成

江東西 税務署長 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0029

住所 〒103-0000 東京都中央区築地1-1-1

氏名 〇〇太郎 性別 男 年齢 32

収入金額等 (単位は円)

事業所得	5140000
不動産所得	0
配当所得	80000
雑所得	1800000
その他所得	200000
合計	7360000

課税される所得金額 (7360000) 上の⑤に対する税額又は第三表の⑤ 5244500

配当控除 40000

特別増徴等 (特定増徴等) 300000

所得控除 (25) 4940500

所得税及び復興特別所得税の額 (26) 5044250

還付される税金の受取場所 (48) 三井住友

合計 3958600

・本年分で控除する前期以前の繰越損失がある場合は、[繰越損失]で入力します。

・各種選択項目は、項目名称をクリックします。

・[還付される税金の受取場所]に登録しておくと、申告書の(48)還付される税金 にデータが存在するときに表示されます。

※画面は所得税の達人平成25年版を使用しています。

## ④-3 申告書の作成

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

〒00002321 FA0073

住所 東京都中央区築地1-1-1  
 建物番号 まるや  
 フリガナ マルヤ  
 氏名 ○○太郎

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	円	保険金などで補填される金額	円	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円
⑪ 支払医療費	250,000	円	保険金などで補填される金額	50,000	円				
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険	600,000	国民健康保険	600,000	円				
	国民年金基金	368,000	国民年金基金	368,000	円				
	合計	693,600	合計	600,000	円				
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計	150,000	旧生命保険料の計	150,000	円				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円				
	介護医療保険料の計		介護医療保険料の計		円				
⑭ 地震保険料控除	地震保険料の計	20,000	旧長期損害保険料の計	20,000	円				

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	円	源泉徴収税額	円
配当	株式の配当 千代田区船町2-3株式会社NTT工業	80,000	円	16,000	円
給与	給料 川崎市川崎区西幸町324-1株式会社達人産業 他1件	18,000,000	円	5,290,000	円
雑(その他)	原稿料 千代田区大手町1-1株式会社NTT出版	200,000	円	20,000	円
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計				5,326,000	円

氏名 ○○良美

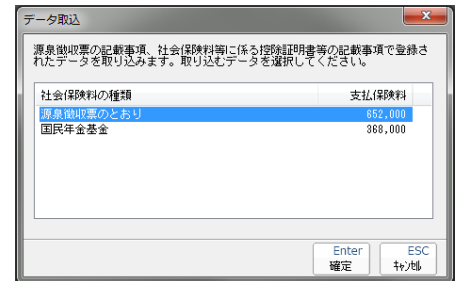
配偶者の氏名 ○○良子 生年月日 36.03.03 配偶者控除  配偶者特別控除

扶養控除関係の氏名 続柄 生年月日 控除額

○○ヨシ	母	明大平	07.02.02	58
○○ヨシ	母	明大平	58.04.04	38
○○ヨシ	母	明大平	62.06.06	38
扶養控除額の合計				134

第二表(平成二十五年)の記入方法は、第二表と同一で、( )で囲った項目は、源泉徴収票・国民年金保険料や生命保険料

・[第三者作成書類の作成]で入力したデータは、該当欄で「F3:参照」からデータを取り込むことができます。



※ [第三者作成書類の作成]に存在しないデータは手入力します。

・生命保険料、地震保険料等は、上下段を次のように入力します。  
 上段:文字列、下段:金額

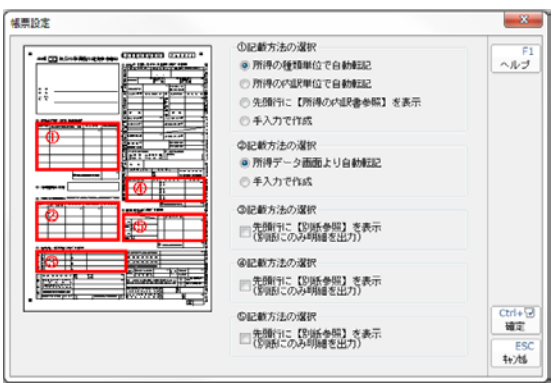
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	源泉徴収票のとおり	150,000	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	介護医療保険料の計		介護医療保険料の計			
⑭ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計		20,000	円

・扶養控除関連は当該画面から基本情報の編集に展開できます。



※画面は所得税の達人平成25年版を使用しています。

・帳票設定でお好みの表示方法を選択できます。





## 2. 所得税の達人の操作

### ④-4 申告書の作成

### 譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 26 年分】

名簿番号	
提出 1 枚のうちの 1	

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所	東京都中央区築地1-1-1	フリガナ	マキタの
(前住所)	( )	氏名	〇〇太郎
電話番号	03-3544-1212	職業	不動産賃貸業
(連絡先)			

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名	
代表税理士	税務一郎
	(電話 03-3214-4161 )

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先		支払年月日	金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料	横浜市鶴見区鶴見中央1-1-1	NTT不動産株式会社	25・07・01	1,000,000 円
収入印紙代		青葉台郵便局	25・07・01	15,000 円
			□・□・□	円
			□・□・□	円
※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。				円
③ 譲渡費用				1,015,000 円

3面

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・借・賃 条の					
長期	32 条の	35,000,000 円	34,341,000 円	659,000 円		659,000 円
短期	所・借・賃 条の					
長期	所・借・賃 条の					

・画面上部の操作ボタンで追加・変更を行います。

提出 1枚のうちの 1 / 横浜土地

印刷 拡大 縮小 100% 前面 次面 1 / 4

取引の新規登録

帳票No.	取引名称(コメント)
提出 2枚のうちの 2	小田原土地

F1 ヘルプ F12 漢字 Enter 確定 ESC 転地

取引の一覧

帳票No.	取引名称(コメント)
提出 2枚のうちの 1	横浜土地
提出 2枚のうちの 2	小田原土地

F3 上へ F4 下へ Enter 確定 ESC 転地

・各ページで必要事項を入力したのち、[区分][適用条文]を必ず選択・入力します。

区分選択

区分	特例適用条文
<input type="checkbox"/> 選択なし <input checked="" type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 長期	<input type="checkbox"/> 所法 <input checked="" type="checkbox"/> 借法 <input type="checkbox"/> 賃法 32 条の

F12 漢字 Ctrl+F12 確定 ESC 転地

※申告書3表の[特例適用条文]にも入力します。

<p>住所 東京都中央区築地1-1-1</p> <p>氏名 〇〇太郎</p>	<p>この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「遺贈所得」がある場合に、その所得金額や所得控除を計算するために使用するものです。</p>
--	---

## ⑤ 納税管理表の作成



■ 所得税計算シート

区分	金額
① 予定納税基準所得金額	18,985,842
② 所得から差し引かれる金額	3,473,950
③ 課税される所得金額(①-②)	15,521,000
④ 課税される所得金額に対する税額	3,585,930
⑤ 配当、住宅借入金、住宅耐震、政党等寄附金、投資・リース税額等の控除	284,000
⑥ 差引総所得税額(④-⑤)	3,321,930
⑦ 外国税額控除額	
⑧ 再差引所得税額(⑥-⑦)	3,321,930
⑨ ①に係る源泉徴収税額	759,000
⑩ 予定納税基準額(⑧-⑨)	2,562,900

■ 住民税計算シート

区分	金額
① 総合課税の所得(配当以外)	
② 配当(総合課税の配当所得)	
③ 配当(住民税課税配当所得)	
④ 総合課税の所得計	
⑤ 短期譲渡(一般)	
⑥ (軽減)	
⑦ 長期譲渡(一般)	
⑧ (特定)	
⑨ (軽減)	
⑩ 株式等の譲渡(未公開)	
⑪ 株式等の譲渡(上場)	
⑫ 上場株式等の配当	
⑬ 先物取引	
⑭ 山林	
⑮ 退職	

※総合課税の所得割税率は、区分名[総合課税の所得]をクリックすると変更できる。  
 ※均等割額は、各地域の税額を入力する。

※所得税予定納税額は、平成26年度税制に従い計算します。

■ 事業税計算シート(事業月数: 12月 期間: 1月1日 ~ 12月31日)

区分	金額
① 事業所得金額(営業等)	8,970,150
② 不動産所得金額(損益通算の特例適用前)[課税]	-2,034,308
③ 合計(①+②)	6,935,842
④ 所得税の事業専従者控除	6,640,000
⑤ 所得税の青色申告特別控除	0
⑥ 事業税の事業専従者控除	6,640,000
⑦ 非課税所得金額等	
⑧ 差引所得金額(③+④+⑤-⑥-⑦)	6,935,842
⑨ 所得税の繰越控除額	
⑩ 調整額	
⑪ 事業用資産の譲渡損失控除額	
⑫ 事業主控除額	2,900,000
⑬ 控除額合計(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	2,900,000
⑭ 4,035,000	
⑮ 5.000%	
⑯ 201,700	

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割		3,000	1,000	4,000
総合課税の所得	16,373,000	982,380	654,920	1,637,300
短期譲渡				
④ 長期譲渡	5,109,000	153,270	102,180	255,450
⑤ 株式等の譲渡	2,314,000	69,420	46,280	115,700
⑥ 上場株式等の配当				
⑦ 先物取引				
⑧ 山林				
⑨ 退職				
計(②~⑨)	23,796,000	1,205,070	803,380	2,008,450
(内給与分)	8,918,000	538,000	357,700	895,700
調整控除額		1,500	1,000	2,500
配当控除額		640	480	1,120
住宅借入金等特別税額控除額		0	0	0
寄附金税額控除額		39,396	26,264	65,660
外国税額控除額				
免稅額				
災害減免額				
差引所得割額		1,163,534	775,636	1,939,170
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
合計		1,166,500	776,600	1,943,100

づいて計算を行っております。

平成27年分 納税額管理表

月区分	合計	所得税	住民税基準徴収	住民税特別徴収	事業税
3月	24,500	24,500			
4月					
5月					
6月	316,000		215,300	100,700	
7月	100,300			100,300	
8月	451,500		214,000	100,300	137,200
9月	100,300			100,300	
10月	314,300		214,000	100,300	
11月	237,300			100,300	137,000
12月	100,300			100,300	
1月	314,300		214,000	100,300	
2月	100,300			100,300	
3月	100,300			100,300	
4月	100,300			100,300	
5月	100,300			100,300	
合計	2,360,000	24,500	857,300	1,204,000	274,200

※平成26年12月現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## ⑥ 前期比較表の作成



※前年の申告書と当年分の申告書のデータを併記し、比較することができます。  
→業務エラーチェックと併用することで、より確実な検算体制が確立できます。

### 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の前期比較表

個人コード： KOJIN00001  
氏名： ○○太郎

項目		平成 25 年	平成 26 年	項目		平成 25 年	平成 26 年
収入金額等	事業等	48,500,000	51,400,000	課税される所得金額	15,260,000		
	農業			上の所得金額に対する税額	3,499,800	5,244,500	
	不動産			配当控除	6,000	4,000	
	利子			投資・リース税額等控除			
	配当	120,000	80,000	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	300,000		
	給与	15,000,000	18,000,000	政党等寄附金等特別控除			
	雑			住宅新築等特別控除 住宅増改築等特別控除 住宅借入金等特別控除 住宅新築等特別控除			
	公的年金等		200,000	差引所得税額	3,193,800	5,240,500	
	その他			災害減免額			
	総合課税			再差引所得税額	3,193,800	5,240,500	
一時			復興特別所得税額		110,050		
所得金額	事業等	6,890,000	7,735,813	所得税及び復興特別所得税の額	3,193,800	5,350,550	
	農業			外国税額控除			
	不動産			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	1,289,600	5,326,000	
	利子			所得税及び復興特別所得税の申告納税額	1,904,200	24,500	
	配当	120,000	80,000	所得税及び復興特別所得税の予定納税額			
	給与	12,550,000	15,550,000	所得税及び復興特別所得税の 第3期分の税額	1,904,200	24,500	
	雑		200,000	納める税金 還付される税金		△	△
	総合課税			配偶者の合計所得金額			
	一時			専従者給与(控除)額の合計額	3,500,000	3,500,000	
	合計	19,560,000	23,565,813	青色申告特別控除額	650,000	650,000	
所得	雑損控除			雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		20,000	
	医療費控除	100,000	100,000	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額			
	社会保険料控除	685,000	693,600				

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## ⑦ 業務エラーチェック

作成日時：平成27年01月06日14時42分



### チェック内容一覧

個人コード	氏名	確認日付	チェック②	チェック①	担当
KOJIN00001	〇〇太郎		/	/	/
税目	申告区分	申告年度			
所得税	確定	平成26年分			

作成日時：平成27年01月06日14時42分

○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
未作成帳票エラー	財産及び債務の明細書が作成されていません。 財産及び債務の明細書は、退職所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合に作成する必要があります。	
未入力エラー	帳票名：申告書B 第二表 [特例適用条文等]に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用する場合に関連する値が入力されていません。 [特例適用条文等]は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用する場合、[平成〇〇年〇〇月〇〇日居住開始]と入力する必要があります。	
未入力エラー	帳票名：申告書B 第二表 [給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択]の徴収方法が選択されていません。 [給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択]は、給与所得又は公的年金等に係る所得があり、かつ給与所得・公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、[給与から差引き(特別徴収)]又は[自分で納付(普通徴収)]の徴収方法を選択する必要があります。	
値範囲エラー	ダイアログボックス名：基本情報の登録 [申告年度]に所得税の達人(平成25年分版)の対応年分外の値が入力されています。 [申告年度]は平成25年分で値を入力する必要があります。	
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[収入金額等 雑 その他]に値が入力されています。 前年分の[収入金額等 雑 その他]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[課税される所得金額]に値が入力されていません。 前年分の[課税される所得金額]には値が入力されているため、本年分の内容について確認してください。	

確認日付	チェック②	チェック①	担当
	/	/	/

ます。

確認欄

の源泉徴収

の源泉徴収

について

いていません

れていませ

・当該機能は、Professional Edition 及びStandard Edition で利用可能です。

作成不要帳票エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
同時入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
不一致エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
あん分割合エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	

※画面は所得税の達人平成25年分版を使用しています。

## ⑧-1 平成26年分版での変更点

1. [税制改正] 演算仕様の変更 → 様式の変更はありません。

2. [機能改善] 納付書の作成



※B4版用紙に印刷します。

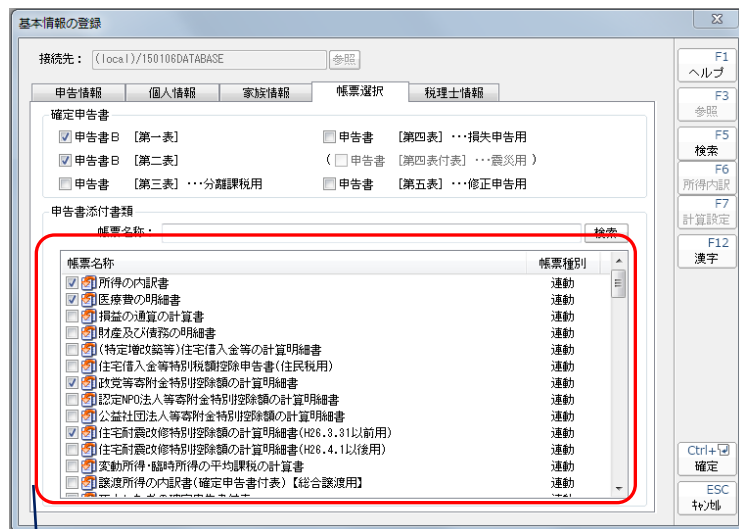
※この用紙は直接描画して処理してはなりません。印刷機で印刷してください。

※この用紙は直接描画して処理してはなりません。印刷機で印刷してください。

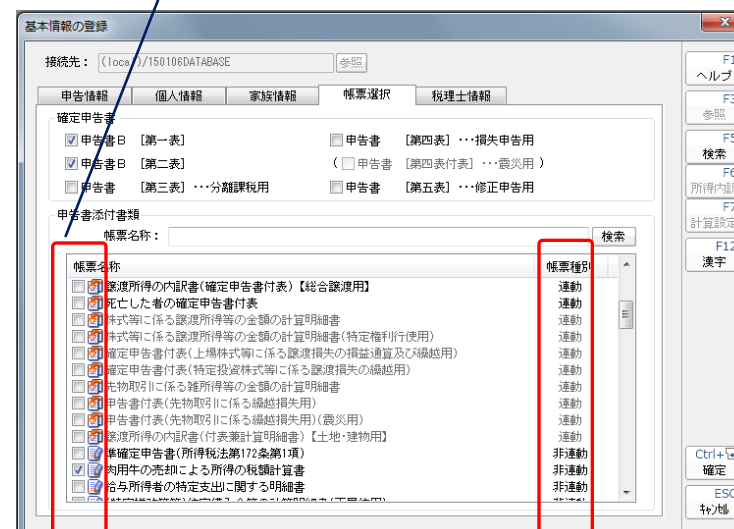
## ⑧-2 平成26年分版での変更点

### 2. [機能改善] 全帳票対応

・必要な帳票をチェックするだけで作成可能。  
 ・全ての帳票が電子申告できます。



・全91帳票をサポート



[連 動]申告書に演算結果が連動します。  
 [非連動]帳票内の計算結果を申告書に入力調整します。  
 ※申告書の選択に応じ、作成不要帳票はグレーダ  
 ウン(選択不可)します。

## ⑧-3 平成26年版での変更点

### 2. [機能改善] 全帳票対応



ご注意：当画面で入力・計算された結果は、他の帳票へ転記されません。

#### 肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成26年分) 氏名 ○○太郎

この計算書は、農業を営む方が売却した次の①及び②の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象肉用牛以外のものである場合又はその売却した免税対象肉用牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第5項の規定（収入金額の5%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税所得金額に対する税額を計算するためのに使用します。

① 畜産取引法に規定する畜産市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛  
 ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛  
 (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあななが飼育した牛をいいます。  
 2 免税対象肉用牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛の受渡額に該当する場合は180万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合は50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の①までの記入が終わったら、「2 課税所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の②の記入をする金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	① 収入金額	② 必要経費	③ 専任者控除額	所得金額 (①-②-③)
農業所得	25,580,000	16,523,000		9,057,000
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	12,500,000	8,500,000		4,000,000
① - ②	13,080,000	8,023,000		5,057,000

2 課税所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	7,054,800
配当控除	
投資税額等控除	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	
政党等寄附金等特別控除	
住宅新築等特別控除 住宅特定増改築・居室住宅 新築等特別税額控除 差引所得税額	
免税対象肉用牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	12,500,000
① × 5%	625,000
① + ②	7,679,800

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の②の金額の欄に「②」と書いてください。また、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「指法25」を書いてください。

#### 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA0120

住所 〒100-0003 東京都千代田区一橋1-1-1

氏名 ○○太郎

性別 女

生年月日 3/5/05

電話番号 03-3214-4181

収入金額等

事業等	35625000
農業	13060000
不動産	
配当	
給与	8500000
雑所得	
合計	39560000

所得金額

事業等	13323000
農業	5037000
不動産	
配当	
給与	6450000
雑	
合計	24627000

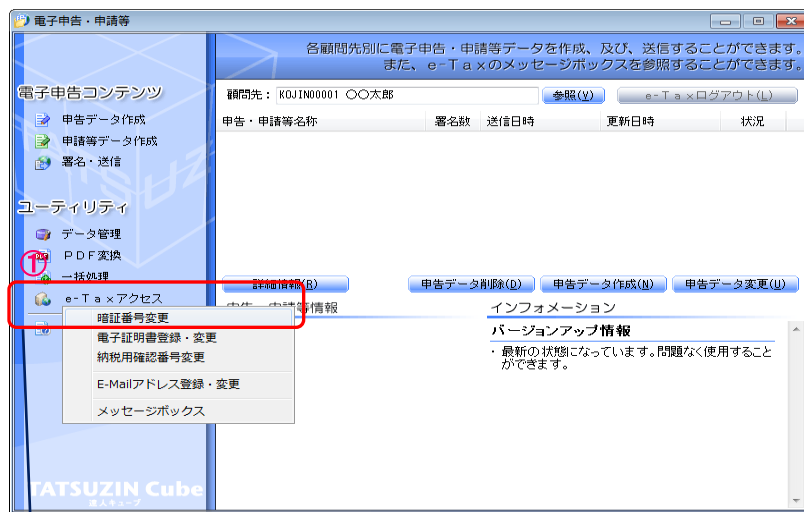
税

課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の③に対する税額又は第二表の④	7054800
配当控除	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	
政党等寄附金等特別控除	
住宅新築等特別控除 住宅特定増改築・居室住宅新築等特別税額控除 差引所得税額 (①-②-③-④)	7679800
災害減免額	
再算引所得税額(基準所得税額) (⑤-⑥)	7679800
復興特別所得税額 (⑦ × 2.1%)	161275
所得税及び復興特別所得税の額 (⑧ + ⑨)	7841075
外国税額控除	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除	521200
所得税及び復興特別所得税の申告税額 (⑩-⑪)	7319800
所得税及び復興特別所得税の子定納税額(第1期分・第2期分)	
所得税及び復興特別所得税の納める特別所得税の税額(第3期分の税額)	7319800
送付される金	

※計算結果を入力(転記)します。

第一表 (平成二十六年分以降用)

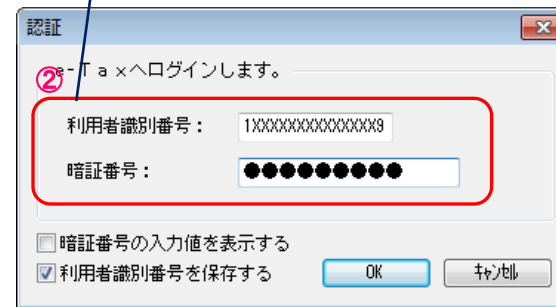
## ①-1 e-Tax暗証番号の変更処理(個別処理)



顧問先管理から「電子申告(国税)」を起動します。  
①「e-Taxアクセス」-「暗証番号変更」をクリックします。

※e-Taxの暗証番号は有効期限が3年です。  
※顧問先の暗証番号も有効期限前に更新しておく必要があります。

②変更する顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、e-Taxセンターにログインします。

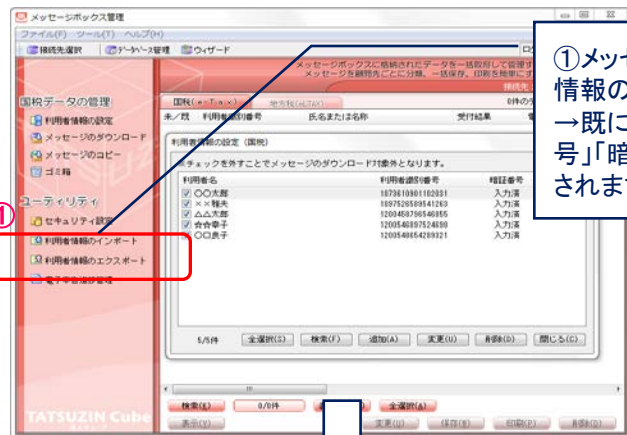


③「変更前暗証番号」「新暗証番号(2回)」を入力し、「実行」します。



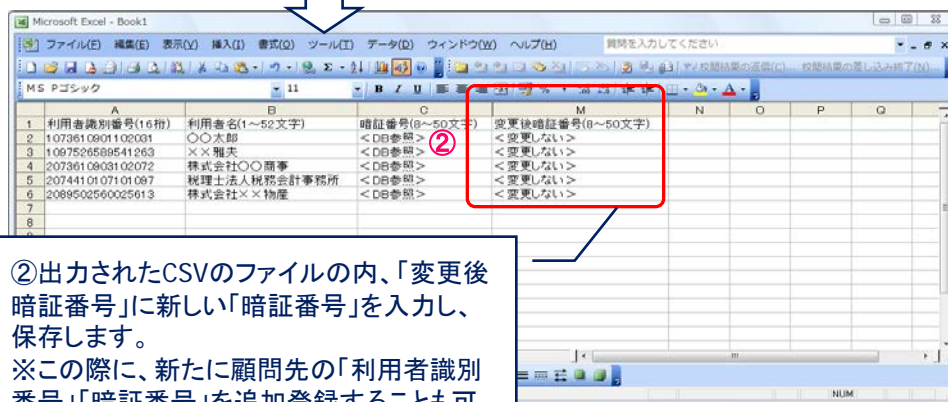


## ①-2 e-Tax暗証番号の変更処理(メッセージボックス管理による一括変更)

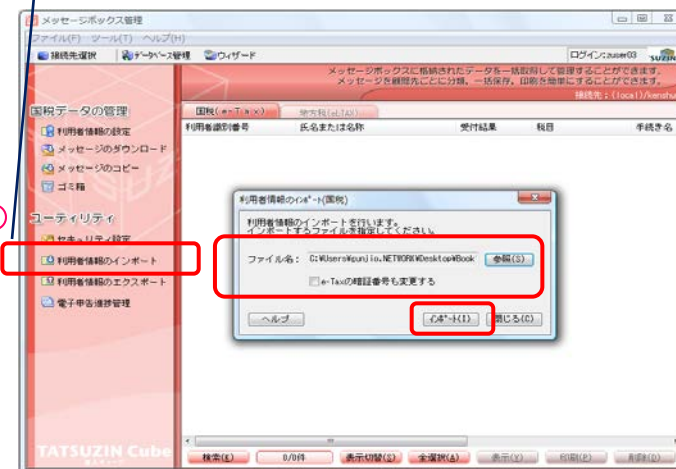


①メッセージボックス管理を起動し、「利用者情報のエクスポート」を選択します。  
→既に登録された顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」の一覧がCSVファイルで出力されます。

③メッセージボックス管理を起動し、「利用者情報のインポート」を選択します。  
→ファイル名は、暗証番号を更新したCSVファイルを指定します。

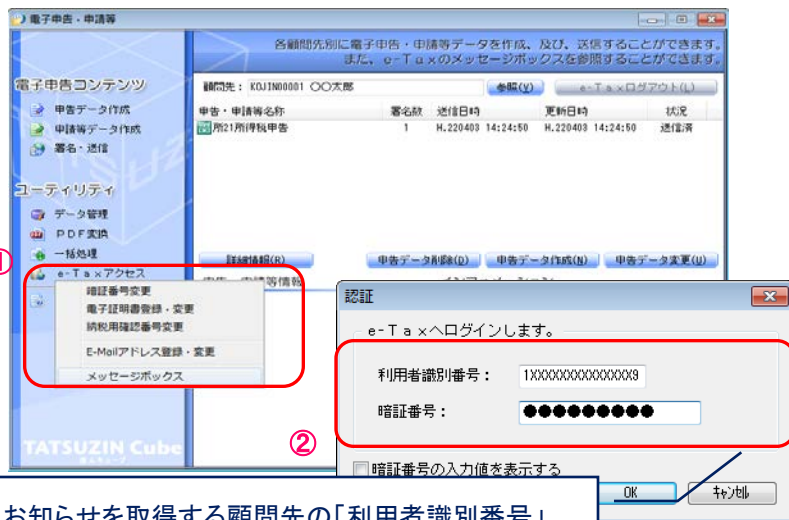


②出力されたCSVのファイルの内、「変更後暗証番号」に新しい「暗証番号」を入力、保存します。  
※この際に、新たに顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を追加登録することも可能です。

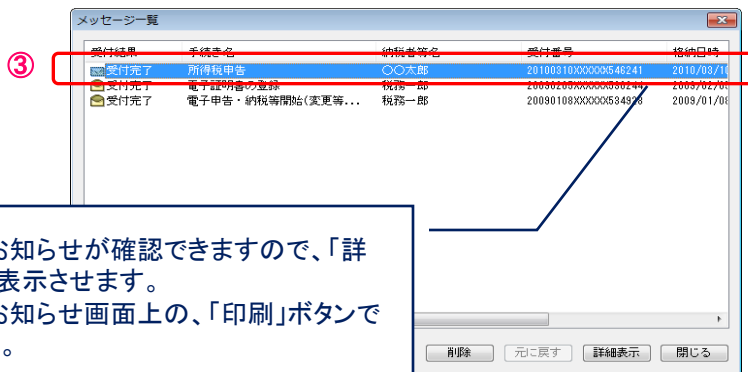


※以上の作業でCSVファイルに登録された全ての顧問先について「暗証番号の変更」処理が完了します。

## ②-1 申告のお知らせの取得(個別処理)



②申告のお知らせを取得する顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、e-Taxセンターにログインします。



③申告のお知らせが確認できますので、「詳細表示」で表示させます。  
→申告のお知らせ画面上の、「印刷」ボタンで印刷します。

1/1 ページ

国税電子申告・納税システム-SU00S240 申告のお知らせ

利用者識別番号  
1030011401200678  
コウセイ タロウ様

NNNNN税務署長

**所得税、消費税及び地方消費税の確定申告について**

この案内は「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出された方全員に送信させていただきます。なお、確定申告がお済みの方にも送信させていただきます。

◆ 平成XX年分の確定申告期間等は次のとおりです。  
なお、申告データの送信に際しては、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)で利用可能時間、運転状況等について事前に確認いただき、上で送信いただくようお願いいたします。

	確定申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	平成22年2月16日(火) ～平成22年3月15日(月)	平成22年3月15日(月)	平成XX年XX月XX日(×)
消費税及び地方消費税	平成22年1月 ～平成22年3月31日(水)	平成22年3月31日(水)	平成XX年XX月XX日(×)

(注) 1 所報の遅付申告は、平成22年2月15日(月)以前でも送信することができます。  
2 消費税及び地方消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。

以下の重要なお知らせについては、平成XX年XX月XX日時点の情報を表示しています。

- ◆ 所得税に関する事項
  - 申告の種類 : 青色
  - 予定納税額 : 該当なし
- ◆ 消費税及び地方消費税に関する事項
  - 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり
  - 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出なし
  - 中間納付税額 : 9,999,999,999.999円
  - 中間納付繰越税額 : 9,999,999,999.999円
- ※ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。
- ※ 1月ごとの中間申告を行った方は、中間納付税額及び中間納付繰越税額が表示されません。
- ※ 最終の中間申告までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に入力してください。
- ◆ 納付に関する事項
  - 所得税の振替納税利用金融機関 : みずほ銀行大手町支店

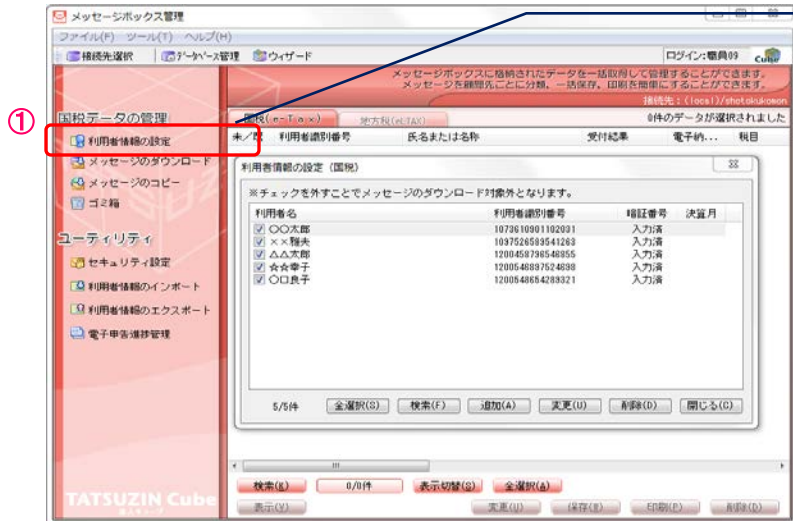
※申告のお知らせには、

- ・申告所得税予定納税額
- ・消費税中間納付額
- ・消費税特例制度選択届提出状況
- ・振替納税届出済み口座番号 等が印刷されます。

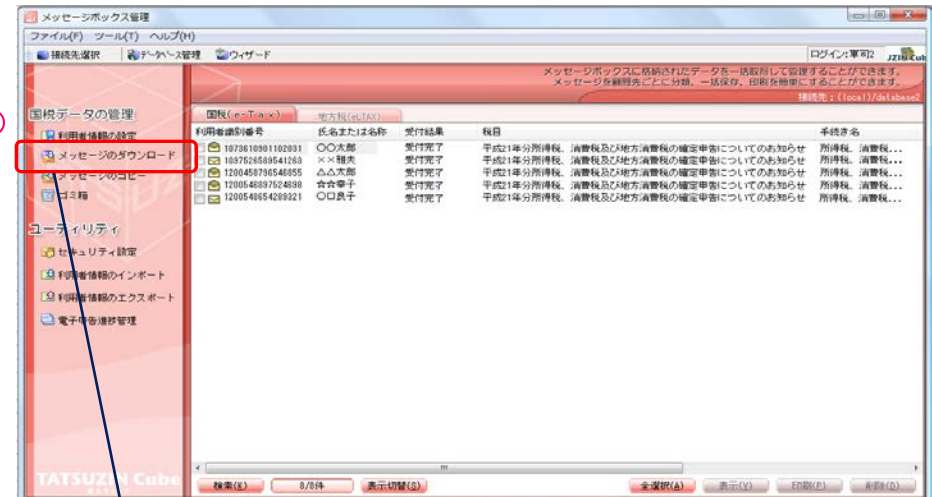
※申告のお知らせは、顧問先のメッセージボックスにのみ配布されます。

※申告のお知らせは、毎年1月20日頃配布されます。

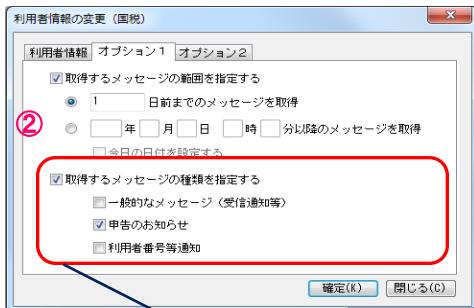
## ②-2 申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理による一括処理)【有料サービス】



①利用者情報の設定に顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を全て登録します。  
※顧問先用にデータベースを作成するとよいでしょう。



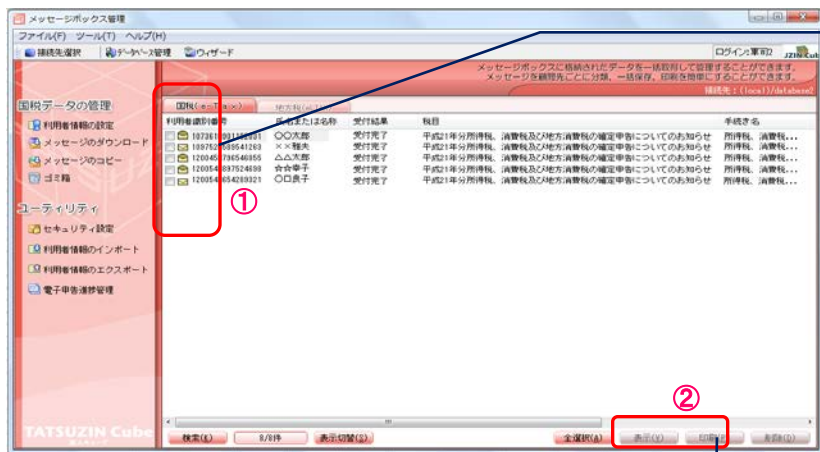
③「メッセージのダウンロード」を行うと「申告のお知らせ」が一括で取得できます。  
※「全選択」→「印刷」で一括印刷が可能です。



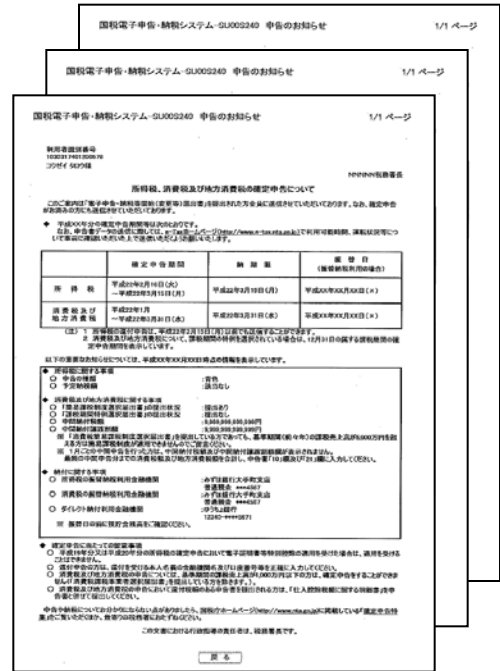
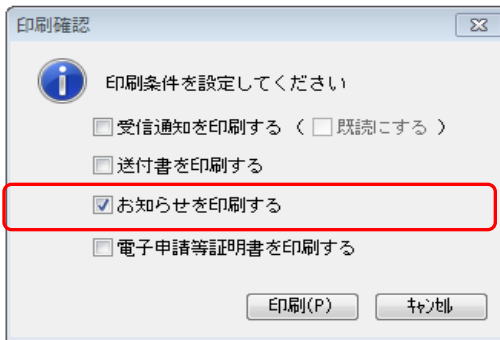
②利用者情報の設定[オプション1]の内、取得するメッセージを「申告のお知らせ」のみにチェックします。  
※全ての顧問先の利用者情報について行います。

## ②-3 申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理の活用)【有料サービス】

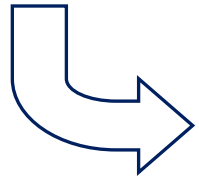
■取得した申告のお知らせを一括印刷できる。



①取得したデータのうち、一括印刷するデータを指定します。  
※[全選択]ボタンを活用します。



②[印刷]ボタンを押すと、「印刷確認」が開きますので、「お知らせを印刷する」をチェックし「印刷」します。  
※申告のお知らせのみが一括して印刷されます。



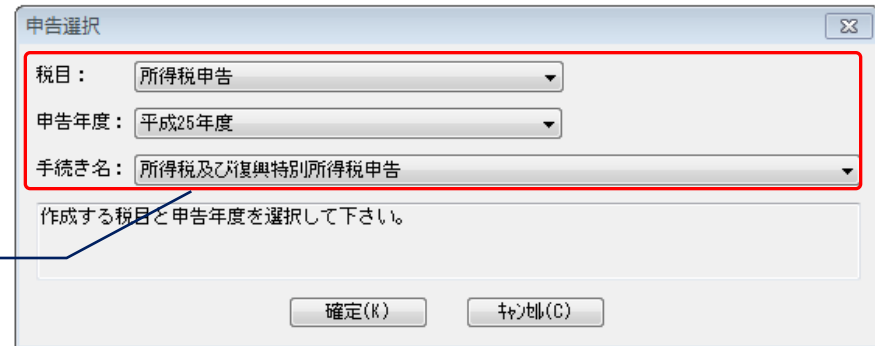
## ①-1 電子申告データの作成

■ 達人Cube電子申告機能(国税)を起動し、電子申告用のデータを作成します。



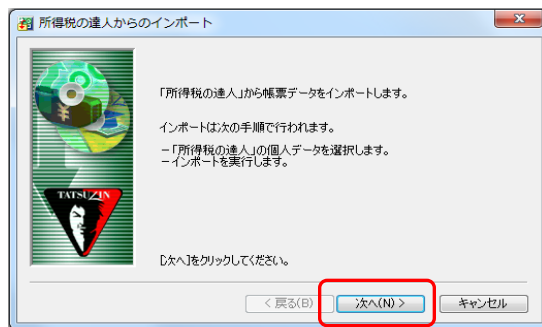
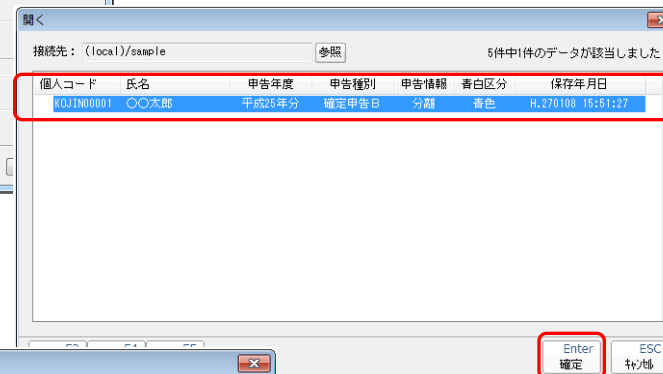
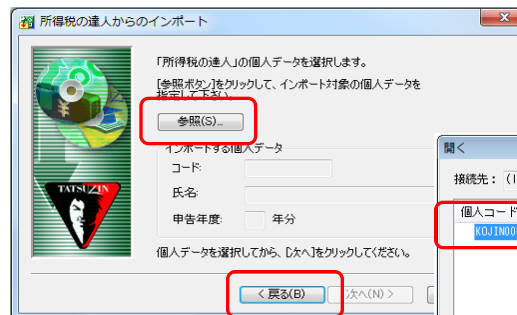
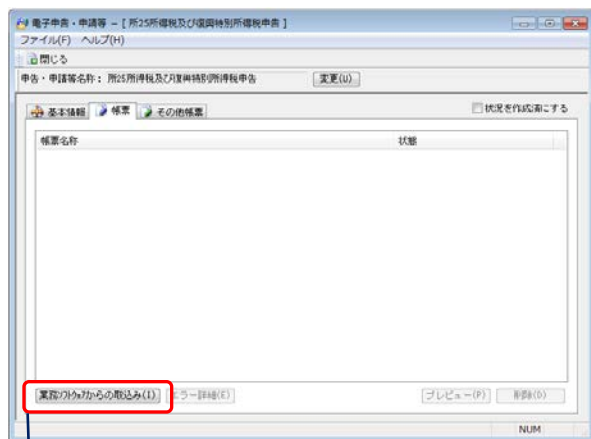
所得税の申告書の提出は、「電子申告」

税目は、「所得税申告」  
申請等年度は、「平成26年度」  
手続き名は、「所得税申告」  
を選択する。



## ①-2 電子申告データの作成

■ 達人Cube電子申告機能(国税)を起動し、電子申告用のデータを作成します。

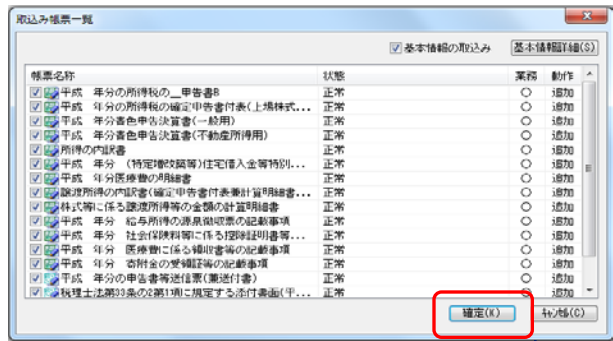


所得税の達人から「業務データの取込み」を行う。

取込むデータは「参照」一覧から選択する

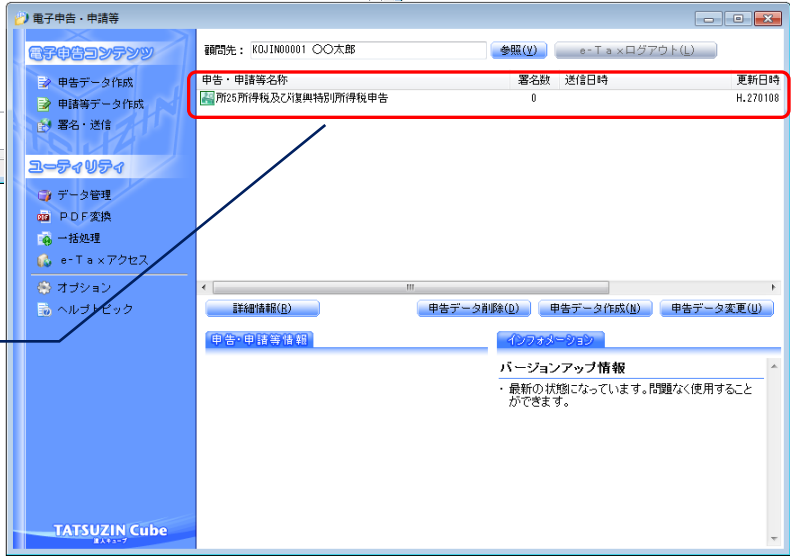
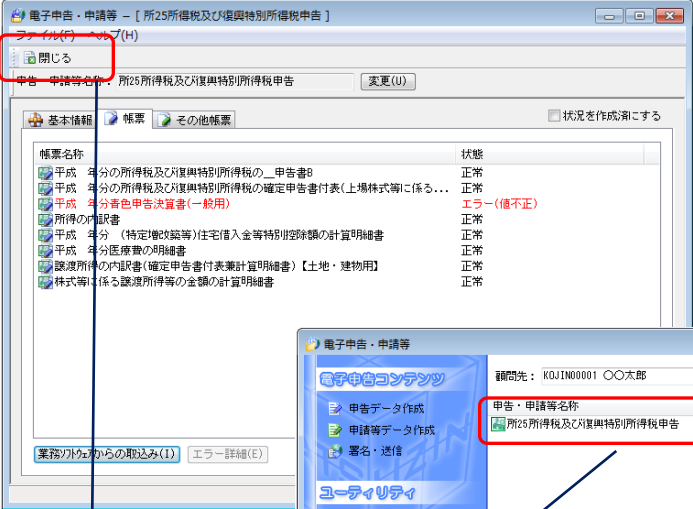
## ①-3 電子申告データの作成

■ 達人Cube電子申告機能(国税)を起動し、電子申告用のデータを作成します。



所得税の達人で作成した帳票の一覧が表示される。

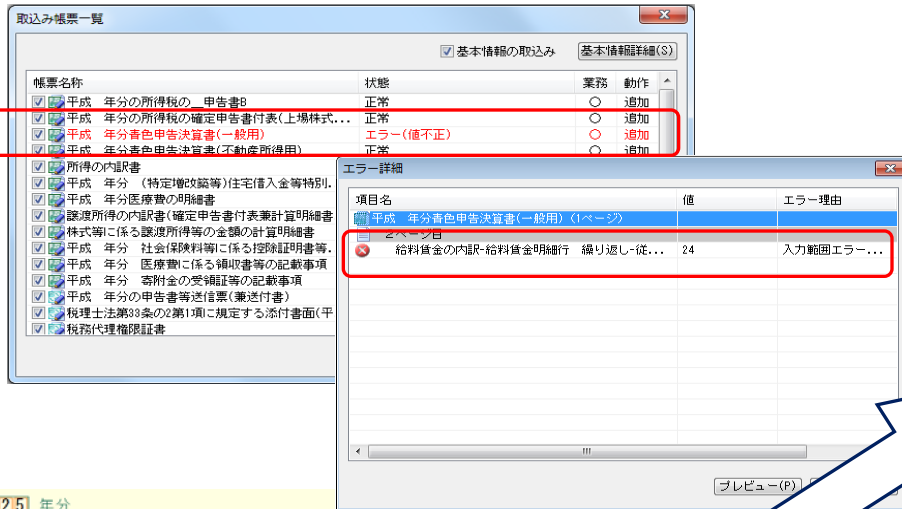
全ての帳票が「正常」であることを確認し、「閉じる」ボタンで保存する。  
電子申告データの変換が完了します。



# 4. 電子申告の手順

## ①-4 電子申告データの作成(エラーの対処方法)

■エラーが発生した場合は、所得税の達人に戻って修正する。



所得税の達人「決算書」画面

平成 25 年分

フリガナ 田中太郎  
氏名 田中太郎

FA0208

00002321

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	7,350,000	2,020,000
2	4,700,000	1,530,000
3	2,800,000	1,970,000
4	4,550,000	2,300,000
5	4,450,000	1,800,000
6	7,850,000	2,040,000
7	5,950,000	1,930,000
8	4,000,000	2,050,000
9	3,000,000	2,380,000
10	2,000,000	2,880,000
11	3,150,000	2,150,000
12	1,800,000	1,300,000
計	51,140,000	24,350,000

○給料賃金の内訳

氏名	氏名	年	月	支払	給与	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の源泉徴収税額
田中太郎	田中太郎	24	12	3,000,000	800,000	4,500,000	229,200	
鈴木和子	鈴木和子	22	12	2,000,000	500,000	2,500,000	170,880	
その他(1人分)				32,000		32,000	132,000	
計	田中太郎	24	12	5,032,000	1,400,000	7,132,000	400,880	

○専従者給与の内訳

氏名	氏名	年	月	支払	給与	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の源泉徴収税額
〇〇和夫	〇〇和夫	21	12	3,000,000	500,000	3,500,000	170,880	
計	〇〇和夫	21	12	3,000,000	500,000	3,500,000	170,880	

平成 25 年分

フリガナ 田中太郎  
氏名 田中太郎

FA0208

00002321

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	7,350,000	2,020,000
2	4,700,000	1,530,000
3	2,800,000	1,970,000
4	4,550,000	2,300,000
5	4,450,000	1,800,000
6	7,850,000	2,040,000
7	5,950,000	1,930,000
8	4,000,000	2,050,000
9	3,000,000	2,380,000
10	2,000,000	2,880,000
11	3,150,000	2,150,000
12	1,800,000	1,300,000
計	51,140,000	24,350,000

○給料賃金の内訳

氏名	氏名	年	月	支払	給与	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の源泉徴収税額
田中太郎	田中太郎	24	12	3,000,000	800,000	4,500,000	229,200	
鈴木和子	鈴木和子	22	12	2,000,000	500,000	2,500,000	170,880	
その他(1人分)				32,000		32,000	132,000	
計	田中太郎	24	12	5,032,000	1,400,000	7,132,000	400,880	

○専従者給与の内訳

氏名	氏名	年	月	支払	給与	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の源泉徴収税額
〇〇和夫	〇〇和夫	21	12	3,000,000	500,000	3,500,000	170,880	
計	〇〇和夫	21	12	3,000,000	500,000	3,500,000	170,880	

※[エラー詳細]及び[プレビュー]でエラーの内容を把握したら、所得税の達人に戻って修正する。  
→再度、電子申告データの変換作業を行う。

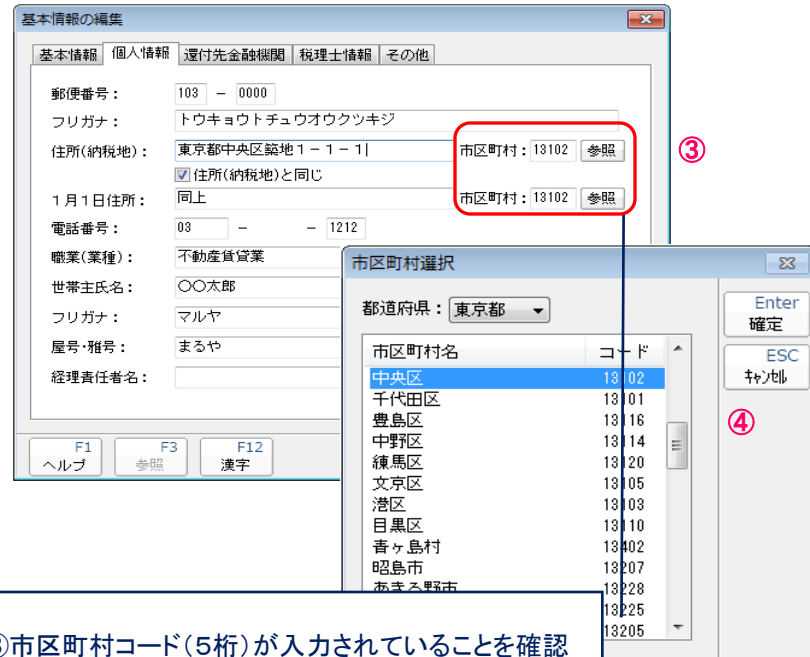


## ①-5 電子申告データの作成(注意点)

■ 電子申告データのうち、「市区町村コード」を確認する。



- ① 電子申告データ変換後、「基本情報」を開く。
- ② 「個人情報」欄をクリックする。



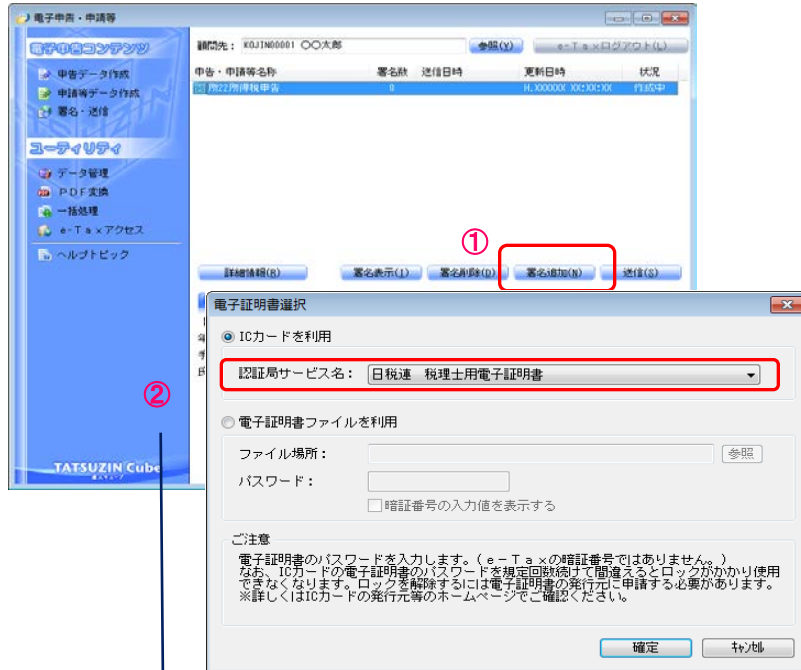
- ③ 市区町村コード(5桁)が入力されていることを確認する。
- ④ [参照]ボタンで選択する。

※ 電子申告されたデータは、地方公共団体(地方税)へ回付されます。

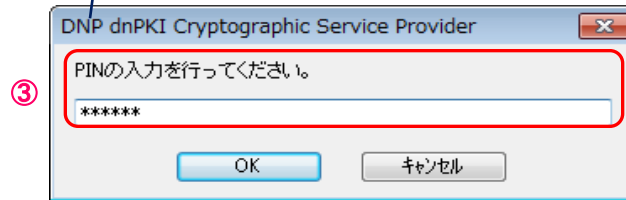
## ②-1 署名送信(個別署名)

■ 所得税申告は、税理士の代理署名のみで申告できる。

③ アクセスパスワードは、税理士ICカードに登録されたものを入力する。  
 ④ 電子申告データファイルに「署名数」がカウントされる。

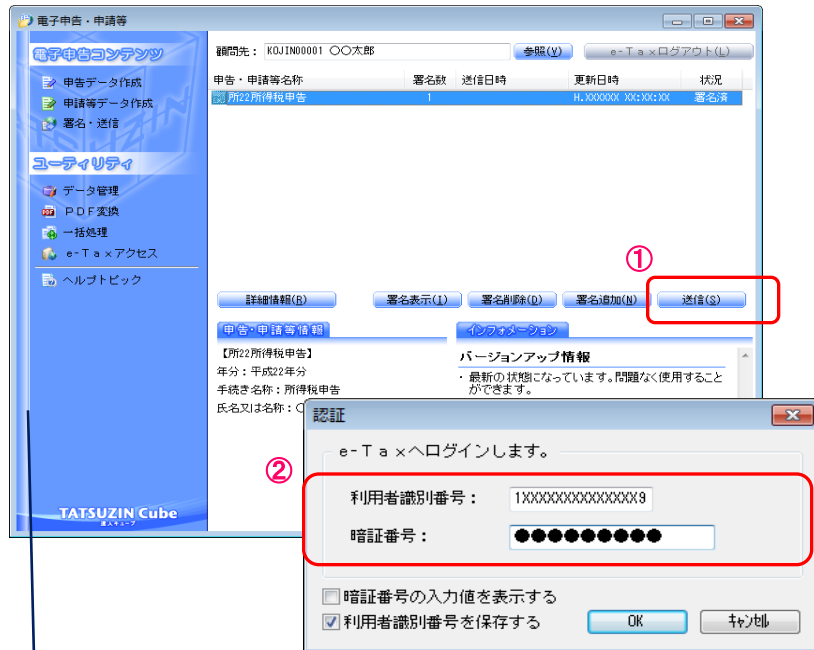


① 電子申告画面で、「署名追加」を指定する。  
 ② 税理士ICカードをリーダライタにセットし、認証局は「日税連 税理士用電子証明書」を指定する。

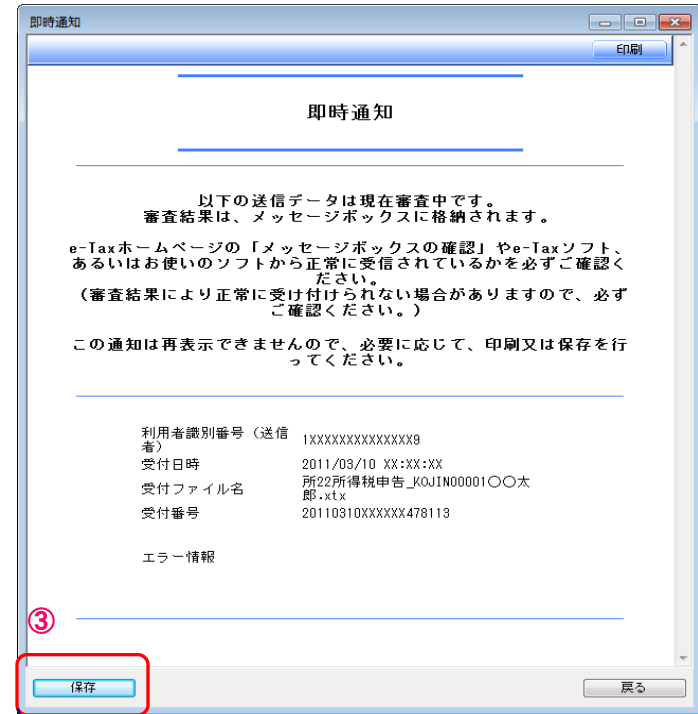


## ②-2 署名送信(個別送信)

■ 所得税申告は、税理士の代理署名のみで申告できる。



- ① 電子申告画面で、「送信」を指定する。
- ② e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。
  - ・利用者識別番号: 税理士
  - ・暗証番号: 上記に付与したもの



- ③ 送信後、すぐに「即時通知」が表示されるので、確認及び保存を行う。
  - ※保存しないで「戻る」とデータが消滅します。

## ③ メッセージボックスの確認(個別)

■代理申告したデータは、税理士用メッセージボックスで確認できる。

① 電子申告画面で、「e-Taxアクセス」「メッセージボックス」を指定する。

② e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。

- ・利用者識別番号: 税理士
- ・暗証番号: 上記に付与したもの

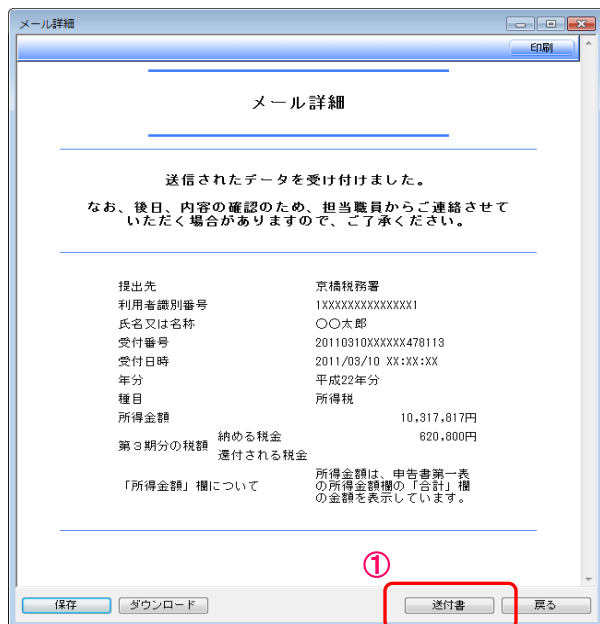
③ メッセージ一覧が表示されるので、対象の顧問先を選択し「詳細表示」を行う。

④ 受信通知(メール詳細)及び送付書の確認、印刷及び保存ができる。

※メッセージボックスの保管期間は、約5年です。

## ④ 「送付書」の処理【補足】

■ 郵送等の書類がある場合は、「送付書」を取得して添付する



①メール詳細を表示し、「送付書」をクリックする。



②「送付書」を印刷し、添付書類(郵送)を合わせて送付する。

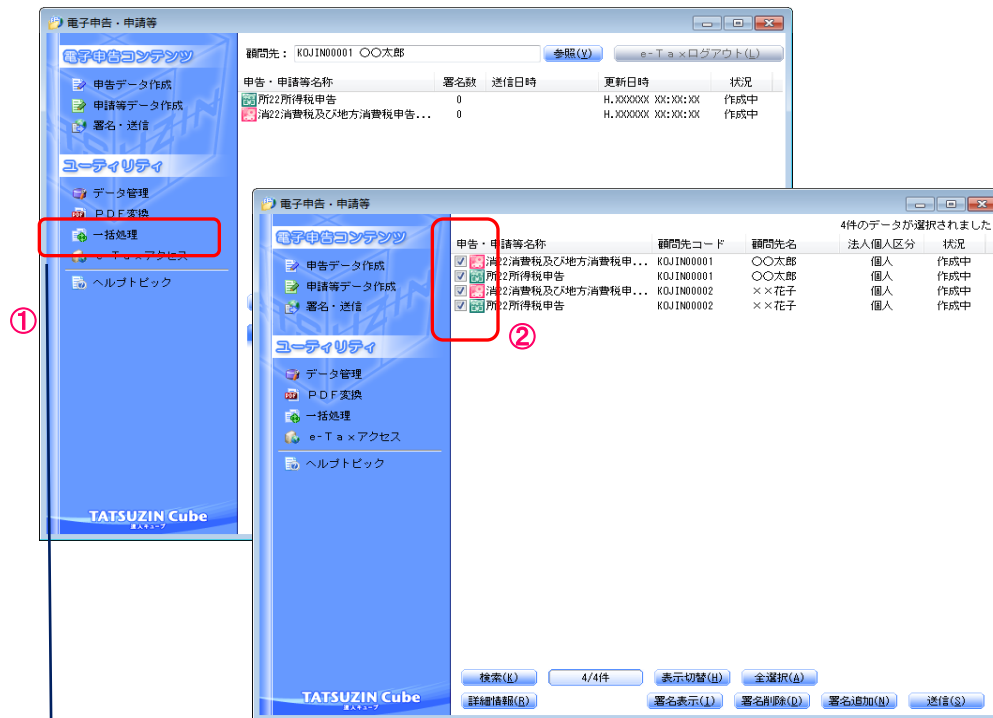
添付書類

郵送

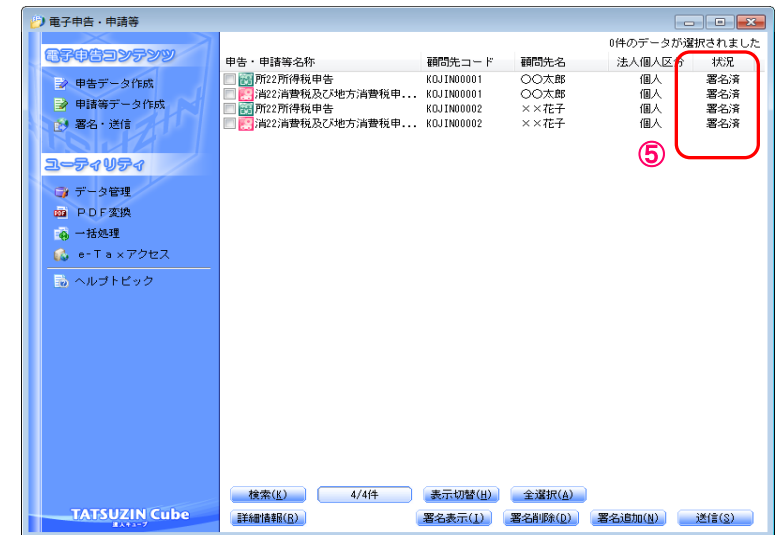
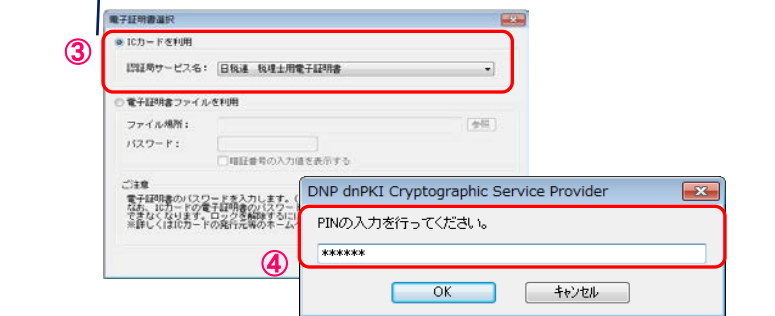
## ⑤-1 一括処理(一括署名)

■ 税理士権限で署名する場合は、一括処理が便利です。

- ③ 税理士ICカードをリーダライタにセットし、認証局は「日税連 税理士用電子証明書」を指定する。
- ④ アクセスパスワードは、税理士ICカードに登録されたものを入力する。
- ⑤ 電子申告データファイルの全てに「署名数」がカウントされる。

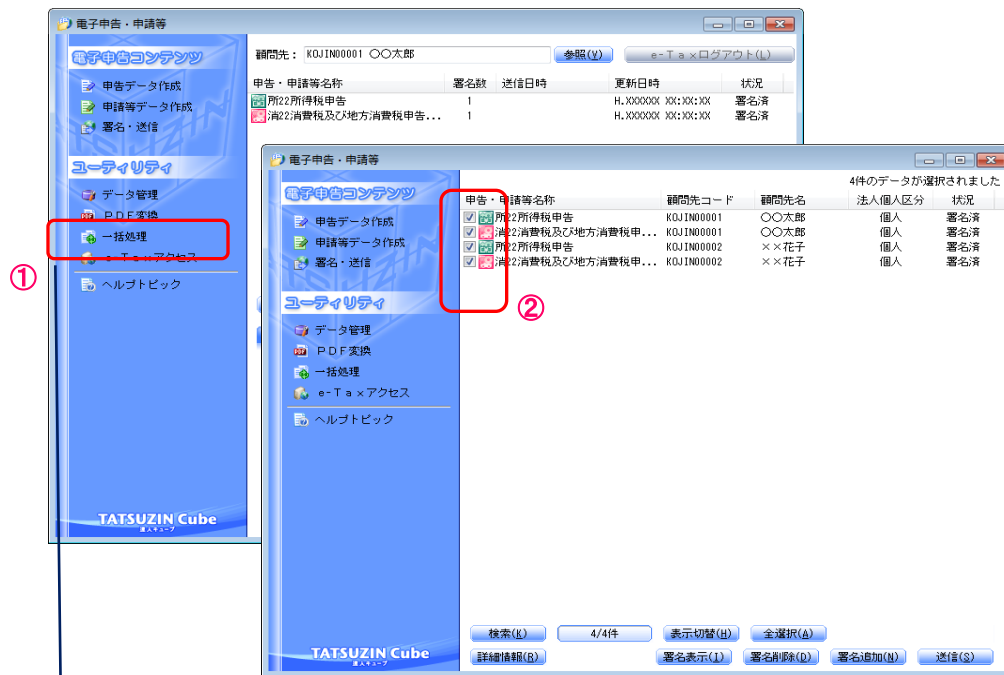


- ① 電子申告画面で、「一括処理」を指定する。
- ② 一括処理画面で、「全選択」をクリックする。  
→「署名追加」を指定する。



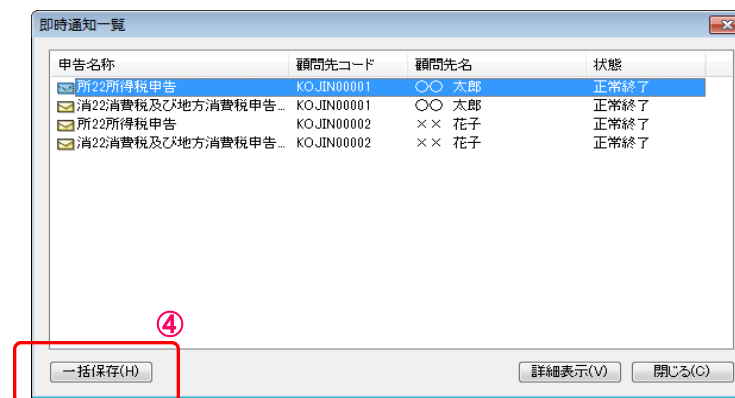
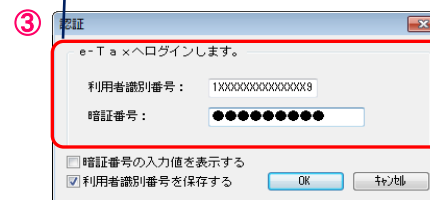
## ⑤-2 一括処理(一括送信)

■ 税理士権限で送信する場合は、一括処理が便利です。



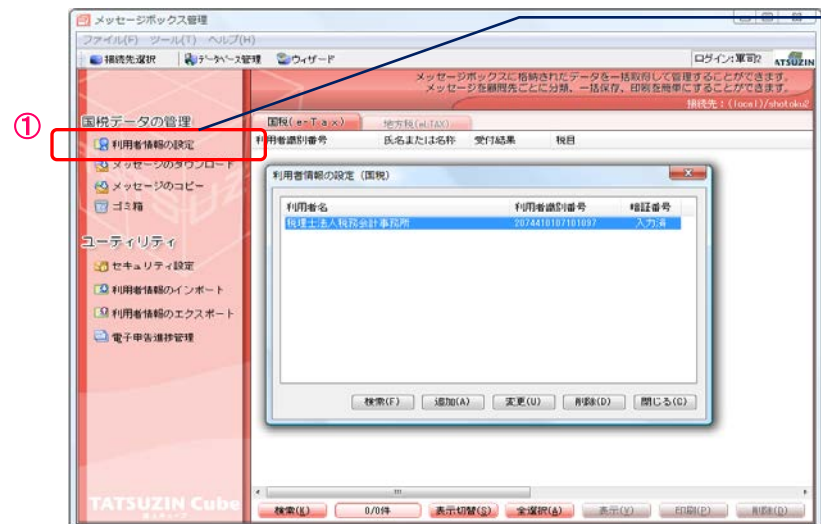
- ① 電子申告画面で、「一括処理」を指定する。
- ② 一括処理画面で、「全選択」をクリックする。→「送信」を指定する。

③ e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。  
・利用者識別番号: 税理士  
・暗証番号: 上記に付与したもの  
④ 送信後、すぐに「即時通知一覧」が表示されるので、確認及び一括保存を行う。  
※保存しないで「戻る」とデータが消滅します。

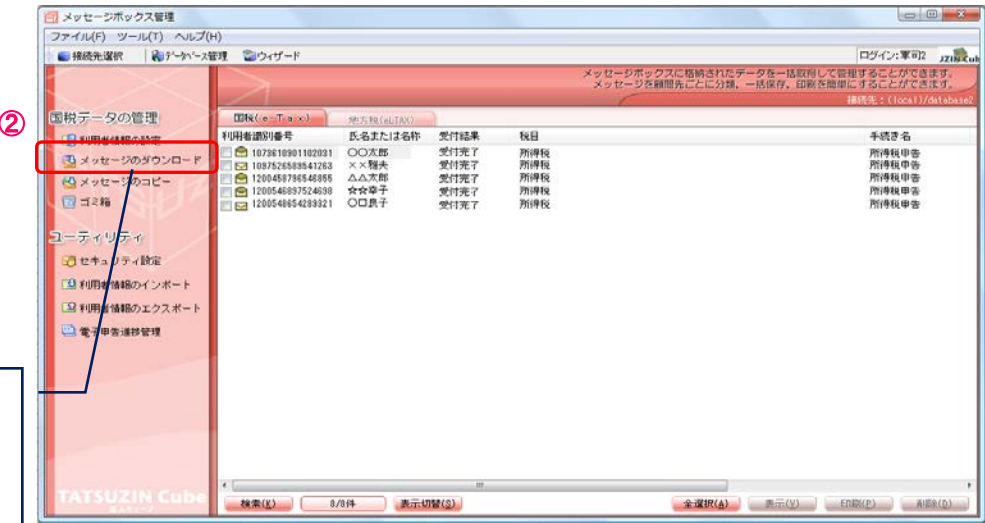


## ⑥-1 メッセージボックスの確認(メッセージボックス管理の活用による一括処理)【有料サービス】

■ 税理士用メッセージボックスのデータを一括取得できる。



① 利用者情報の設定に税理士の「利用者識別番号」「暗証番号」を登録します。  
※税理士用にデータベースを作成するとよいでしょう。

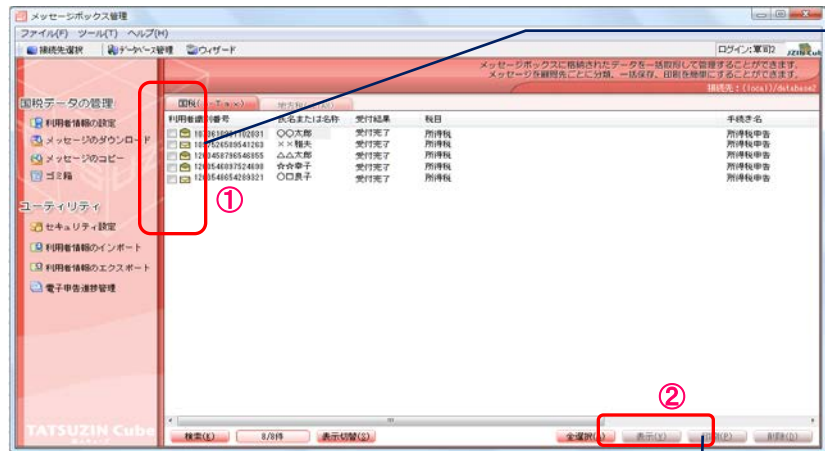


② 「メッセージのダウンロード」を行うと税理士用メッセージボックスにある全てのデータを取得できます。  
※「全選択」→「印刷」で一括印刷が可能です。  
※この処理を行うことで、e-Taxセンタにある全てのデータを事務所内に保管したことになります。

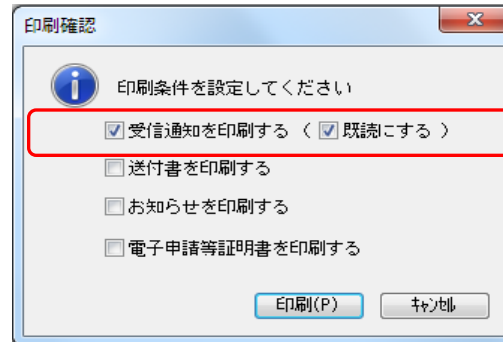


## ⑥-2 メッセージボックスの確認(メッセージボックス管理の活用による一括処理)【有料サービス】

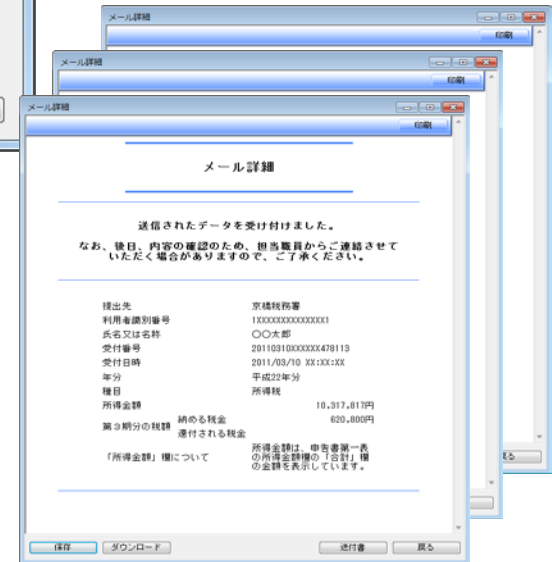
■取得したデータのうちメール詳細のみを一括印刷できる。



①取得したデータのうち、一括印刷するデータを指定します。  
※[全選択]ボタンを活用します。

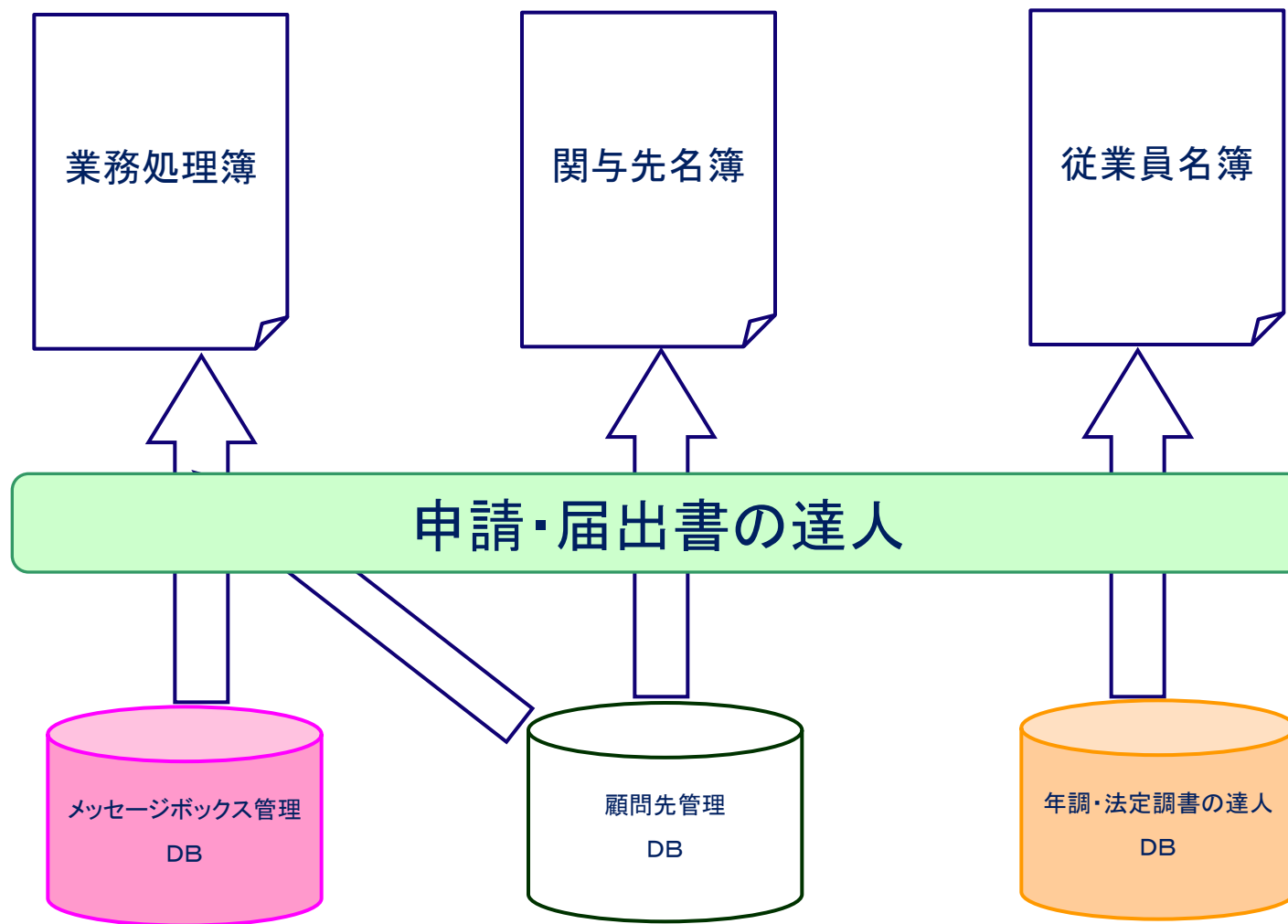


②[印刷]ボタンを押すと、「印刷確認」が開きますので、「受信通知を印刷する」をチェックし「印刷」します。  
※受信通知のみが一括して印刷されます。



## 5. 業務処理簿の対応(申請・届出書の達人)

様々なDBを統合し、業務処理簿等の作成をサポートします。



## ① 業務処理簿の作成

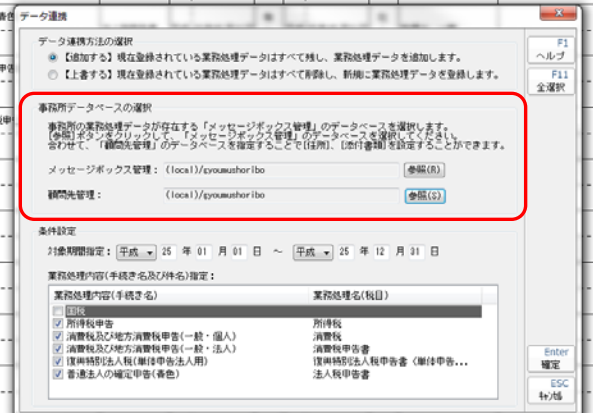
達人Cube「顧問先管理」で顧問先情報の整理



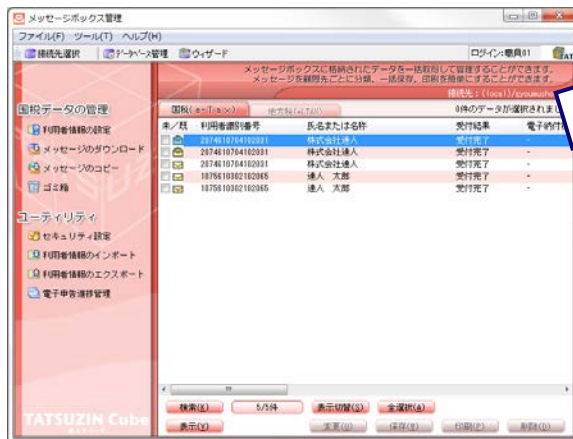
### 税理士業務処理簿

自：平成25年1月1日  
至：平成25年12月31日  
税理士名又は税理士法人名：税務一部会計事務所 税務一部  
事務所所在地：東京都千代田区一ツ橋1-1-1

整理番号	業務区分	委嘱者(住所・氏名)	業務処理状況		添付書類	税務代理権限 証書提出日	担当税理士 区分 氏名	備考
			内容	処理及び年月日				
1	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 個人 太郎	所得税申告	所得税	平成25年09月10日	平成25年09月10日	社 補 税理士 一部	
2	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 個人 太郎	消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	消費税	平成25年09月10日	平成25年09月10日	社 補 税理士 一部	
3	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社 太郎	普通法人の確定申告(青色)	データ連携				
4	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社 太郎	復興特別法人税(届付申告)					
5	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社 太郎	消費税及び地方消費税申告					



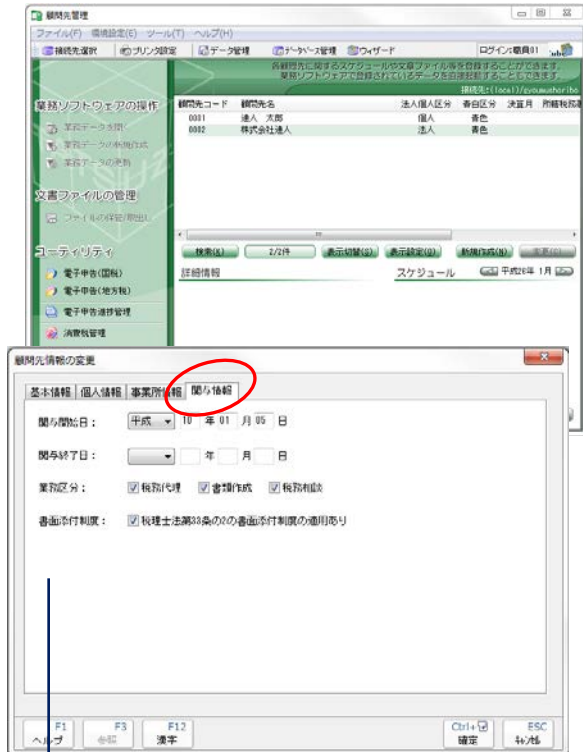
達人Cube「メッセージボックス管理」(有償)で電子申告完了後のデータをダウンロード



※2つのDBを統合し、申告完了情報を業務処理簿に生成  
※税務相談等の情報を別途入力

## ② 関与先名簿の作成

達人Cube「顧問先管理」で顧問先情報の整理



※顧問先管理「関与情報」タブを整理する。



**関与先名簿**

平成 25 年 12 月 31 日 現在

税務士名又は税理士法人名: 税務一部会計事務所 税務一部  
 事務所所在地: [東京都千代田区一ツ橋 1-1-1] 印  
 ※関与先件数: 2 件 (内 法人 1 件 個人 1 件)

氏名又は名称	納税地	所 轄 署	関与開始年月日	備 考
達人 太郎	東京都千代田区一ツ橋 1-1-1		平成 10 年 01 月 05 日	
株式会社達人	東京都千代田区一ツ橋 1-1-2		平成 12 年 05 月 01 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

データ連携

データ連携方法の選択

- 【追加する】現在登録されている関与先データはすべて残し、関与先データを追加します。
- 【上書きする】現在登録されている関与先データはすべて削除し、新規に関与先データを登録します。

事務所データベースの選択

事務所の関与先データが存在する「顧問先管理」のデータベースを選択します。  
 [参照] ボタンをクリックして、「顧問先管理」のデータベースを選択してください。

接続先: (local)/evouauthoribo [参照(R)]

条件設定

作成日指定: 平成 25 年 12 月 31 日

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC 転/逃

## ③ 従業員名簿の作成

The screenshot shows the '従業員名簿' (Employee Register) creation process. The main menu on the left has '社員の登録' (Employee Registration) highlighted. The '社員の構成' (Employee Composition) window shows fields for company name, address, and employee details. The '従業員名簿' table lists employees with columns for name, address, gender, birth date, tax district, tax ID, hire date, and job content. A 'データ連携' (Data Link) dialog box is open, showing options to add or upload data, and a selection of the 'zeirisho1' company database.

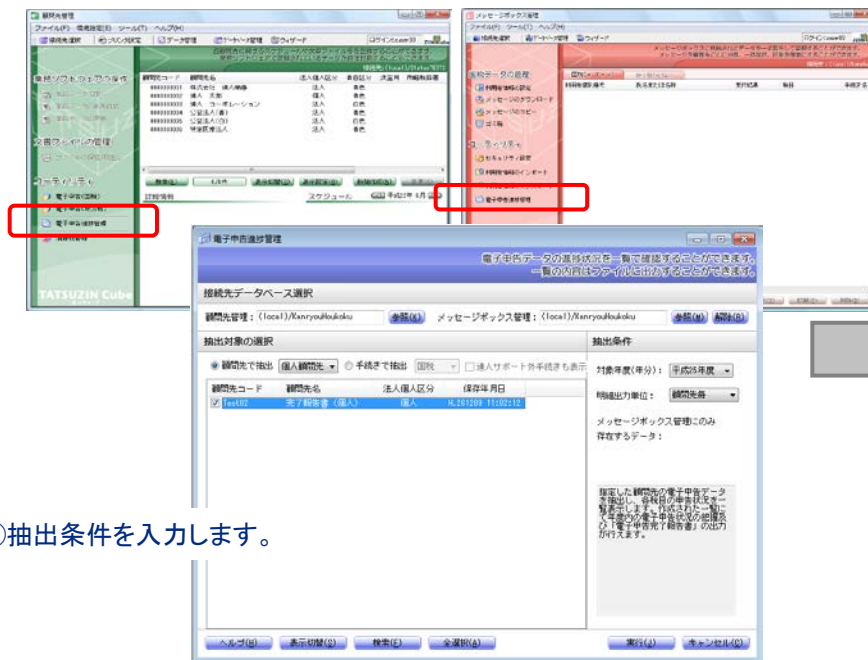
氏名	住所	性別	生年月日	税理士登録区分	税理士登録番号	採用年月日	業務の内容
山田 太郎	〇〇区〇〇橋1-2-3	男性	昭和 23年02月01日			平成 01年04月01日	
田中 一郎	東京都武蔵野市〇〇2-4-6	男性	昭和 55年11月15日			平成 14年04月01日	
年調 太郎	〇〇市〇〇〇3-4-6	男性	昭和 34年07月27日			昭和 57年04月01日	
鈴木 太郎	〇〇区〇〇東4-36-1						
佐藤 二郎	東京都杉並区〇〇3-3-3						
内田 太郎	〇〇市〇〇町3-1-8						
事務 花子	〇〇市〇〇本町3-1-1						
菊地 太郎	〇〇市〇〇北2-5-8						

※従業員の情報等は有効活用する。

## ①-1 電子申告進捗管理【有料サービス】

■電子申告データ作成の状況や申告送信情報を顧問先別・申告期別に一覧できます。

①顧問先管理又はメッセージボックス管理から起動します。



②抽出条件を入力します。

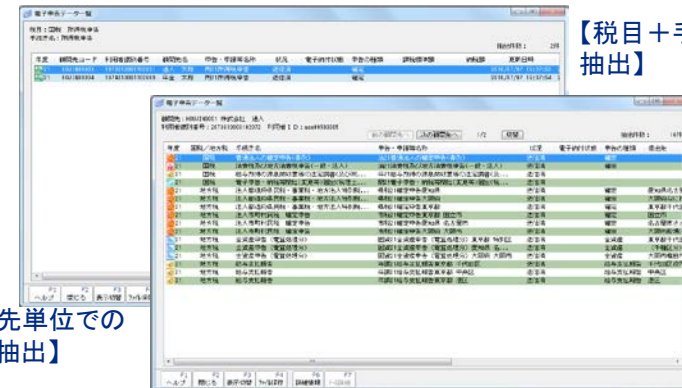
データの抽出にあたって:

[顧問先管理]のみご使用中の場合、電子申告機能での進捗状況を抽出できます。

[メッセージボックス管理]をご契約の場合、申告結果(申告日時、エラー情報等)も同時に抽出可能です。

データの抽出項目: ①申告の状況、②申告の種類、③課税標準額、④納税額、⑤更新日時、⑥送信日時、⑦受付日時、⑧受付番号

③抽出条件により画面確認ができます。



④EXCELに主力して印刷ができます。

## ①-2 電子申告進捗管理（電子申告完了報告書）【有料サービス】

■ 電子申告の結果を顧問先別に集約し、「電子申告完了報告書」を作成できます。



※当該機能を使用するには、  
「電子申告進捗管理」(有料)及び「メッセージボックス管理」(有料)  
のご契約が必要です。

### 電子申告完了報告書

平成27年01月13日  
1頁

達人 太郎 殿  
貴殿の平成26年度の以下の電子申告が完了しましたので、ご報告致します。

代理署名・申告をした税理士情報			
氏名	税理士 次郎		
所在地	東京都千代田区1-1-1		
電話番号	03-1234-5678		
課税種別	12345	電子証明書カード番号	123456789
e-Tax利用者識別番号	1234567890000000	eTAX利用者ID	abc12345678

#### 電子申告の内容

##### 1. 納税者基本情報

氏名	達人 太郎
納税地	
番号・番号	

##### 2. 申告税目

###### (1) 【所得税及び健康特別所得税】

提出先	保士ヶ谷税務署	申告年度	平成26年
申告の種類	確定	納付額合計	715,200円
納付額内訳	納める税金：715,200円		

###### (2) 【消費税】

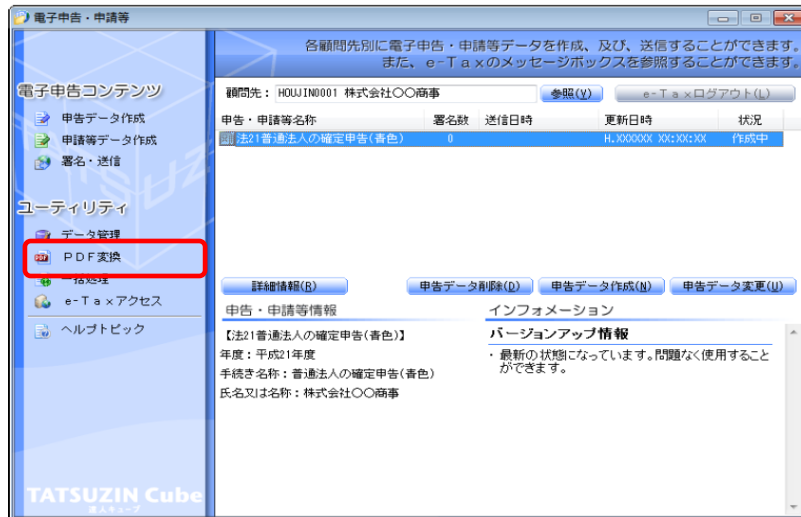
提出先	保士ヶ谷税務署	課税期間	平成26年01月01日～平成26年12月31日
申告の種類	確定	納付額合計	495,000円
納付額内訳	消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額：495,000円		

以下余白			

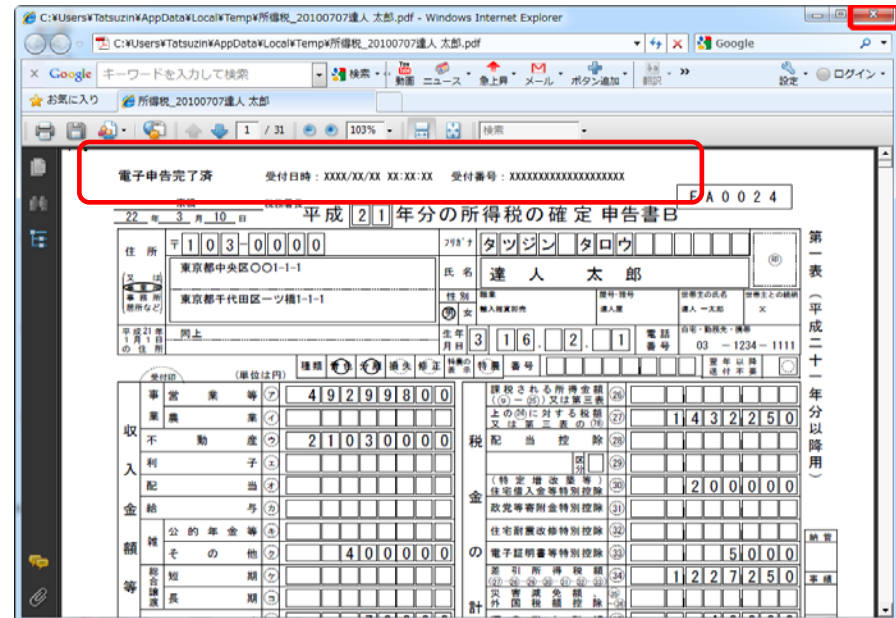

※申告完了確認書面（メッセージ詳細、申告書）は、別紙添付資料をご参照ください。

## ② 電子申告PDF出力(有料オプション)

■ 電子申告済みのデータに、「電子申告完了済、受付日時、受付番号」を印字した申告書を作成・印刷することができます。  
電子申告・申請等で「PDF変換」を選択します。



ご注意: 申告書欄外表示を行うには、「メッセージボックス管理(有料オプション)」のご契約が必要です。





### サービス利用時間

#### ■ e-Taxの利用可能時間

・月曜日～金曜日 8時30分～24時

(祝日等及び年末年始(12月29日～1月3日)並びに以下の期間を除く)

・確定申告期(1月第3週月曜日～所得税確定申告期限)  
24時間

#### ■ eLTAXの利用可能時間

・月曜日～金曜日 8時30分～24時

(土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)



# NTT DATA

Global IT Innovator